福岡女学院大学短期大学部
2023年度 自己点検・評価報告書
（評価対象2023/04/01-2024/03/31）

目次

第１章　理念・目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２章　内部質保証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３章　教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第４章　教育課程・学習成果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第５章　学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第６章　教員・教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第７章　学生支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
第８章　教育研究等環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
第９章　社会連携・社会貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第10章　大学運営・財務　(１)大学運営　・・・・・・・・・・・・・　20
第10章　大学運営・財務　(２)財務　・・・・・・・・・・・・・・・　22

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2024年度
第１章　理念・目的					
1.1.現状説明					
1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。					
		評価の視点１：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容	福岡女学院大学短期大学部は、建学の精神を様々な伝統とともに受け継ぎ、福岡女学院大学短期大学部学則第１章（目的）第１条に明確に述べている。また、福岡女学院は、建学初期より教育理念・目的を学院聖句という形で次のように表している。「わたしはぶどうの木、あなたがたはその枝である。人がわたしにつながっており、わたしもその人につながっていれば、その人は豊かに実を結ぶ。わたしを離れては、あなたがたは何もできないからである。(ヨハネによる福音書15章５節)」 この聖句をもとに、短期大学部での理念・目的を次のとおりヴィジョンとして制定している。「本学は「つながり」を大切にします。信仰によって、イエス・キリストとつながり、愛によって、ともにつながり、希望をもって、社会へ、未来へと、つながっていきます。」	理念・目的を適切に設定していることを確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性	福岡女学院大学短期大学部英語科で設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容については、学則第二章第二条に定められており、いずれも建学の精神を受け継ぐものである。福岡女学院大学短期大学部の理念・目的で示されている「信仰」「愛」「希望」に基づくつながりを実現させるために、「英語」を学び、その言語を通して社会に、そして世界に繋がる人材育成を目指している点において、双方は連関している。	理念・目的と学科・専攻科の目的が連関していることを確認し、点検した。	継続していく。
1.1.2.短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。					
		評価の視点１：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示	短期大学部および英語科の人材育成、その他の教育研究にかかわる建学の精神、理念、および目的は学則に明示されている。	英語科の人材育成、その他の教育研究上の目的は適切に明示されていることを確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表	内容の公表についてであるが、新入生、教職員については「履修ガイド」に記載して配布するほか、社会に対しては「大学案内」や短期大学部ホームページで公表している。建学の精神を支える学院聖句以外に毎年院長によって選ばれる年間聖句が、ギール記念講堂に掲示されている。また、毎年実施されるオープンキャンパスでは宗教主事による礼拝の時間が設けられており、建学の精神や教育理念について来場者に明示することができる機会となっている。刊行物としては、「履修ガイド」に短期大学部の学則の抜粋と学院聖句が記載されている。また、「CAMPUS LIFE」にも学院聖句が記載されている。学生は、新入生オリエンテーション時に、理念・目的を説明される。さらに、本学の建学の精神を学ぶためにすべての学生が授業において（「基礎演習A」：2022、「Japanese Writing」：2023）資料室を訪れ、本学の歴史に触れる機会を設けている。本学の建学の精神であるキリスト教主義教育については、宗教部が中心となり、理念・目的の浸透と教育を目指して活動を行っている。短期大学部のカリキュラムにおいては、１年次配当の必修科目（「聖書概説A／B」：2022、「Bible A／B」：2023）でキリスト教教育を行い、毎日のチャペル礼拝を通じて、理念・目的の浸透を図っている。チャペル礼拝は、学期中（試験期間を除く）は毎日行われ、出席者はパイプオルガンの前奏、後奏を聞き讃美歌を歌い、聖書の言葉にふれ、奨励を聞くことができる。礼拝は10時55分から11時15分までの20分間であり、この時間には授業は設置されていない。また、礼拝は、必修科目（「聖書概説A／B」：2022、「Bible A／B」：2023）と連動しており、出席が点数化されている。特に４月、10月のキリスト教特別週間中には「ロングチャペル」を、そして12月には「クリスマス礼拝」を設け、建学の精神を確認し、参加者に伝えている。チャペルは、学生のみではなく、教職員も参加可能である。教職員は、チャペル礼拝以外に、修養会(教員対象；毎年秋／職員対象；毎年夏)において、理念・目的について考える機会をもつ。	短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していることを確認し、点検した。	継続していく。
1.1.3.短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。					
		評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	「イエス・キリストにつながり、愛によってつながり、希望を持って、社会へ、未来へつながる」というヴィジョンのもと、「神を畏れ奉仕に生きる良き社会人としての女性の育成」を目標に、第１期中期計画(2016(H28)年～2021(R３)年度)を策定、現在は第２期中期計画（2022年度～2027年度）が進められている。第２期中期計画は、とくに教育の質の向上、学則定員数の確保と維持、それを支えるための教育設備と教員の教育・研究環境の改善、学生支援と教育成果としての進路の確保を重点的課題として捉え、その改善、向上を図ることを目的としている。2022年度、2023年度の具体的な計画については、事業計画書にまとめられている。それぞれの具体的な目標やプランに関しては、責任部署が規定されており、その部署における委員会等で議論され遂行されている点において、実現可能性は担保されている。また、その評価と検証方法が具体的に示されているため、その方法に基づいて得られた結果を用いて改善につなげている。この評価・検証結果は、法人評議員会等でも報告されている。例えば、2022年度中・長期計画の４－３（短期大学部の教育の充実）において、その１つが「編入学制度の拡大・強化」であった。責任部署である学科において「編入支援プログラム」を策定し、４月から２年次生に向けてプログラムを実施したことによって、編入希望学生全員が合格するという成果を上げることができた。2023年度も編入希望学生全員の合格を果たした。 このように、中・長期計画の内容は、それぞれの項目に指定された部署が責任を持って、PDCAサイクルを回して運用している。	将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定が成されていることを確認し、点検した。	継続していく。
第２章　内部質保証					
2.1.現状説明					
2.1.1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。					
		評価の視点１：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示			
		・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方	内部質保証に関する基本的な考え方としては、本学が掲げる建学の精神を実現する為に、内部質保証に関する方針を定めている。また、福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規の第３条に具体的任務を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は福岡女学院大学運営会議（以下「運営会議」という）である。運営会議は学科、センター、各部局及び事務部等に内部質保証を推進するよう指示する。また、教育研究活動、教育課程、学修環境・学生支援の有効性について自己点検・評価を行う。その結果に基づき、運営会議にて改善が必要であれば、検討し、改善指示を学科及び各部局へ出し、改善・向上へとつなげる。本学は、学則に示している建学の精神を実現する為、内部質保証の基本的な考えとして、2020年度２月に「内部質保証に関する方針」を策定した。「内部質保証に関する方針」は短期大学部ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。なお、この件に関しては2021年度第１回連合教授会にて周知を行っている。2023年度には「内部質保証に関する方針」を改定し、2023年度第３回連合教授会で周知を行った。この方針により、教職員が内部質保証に関しての認識を同一のものとした。	内部質保証に関する基本的な考え方を確認し、点検した。	継続していく。
		・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係		内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係を確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
	・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（ＰＤＣＡサイクルの運用プロセスなど）	PDCAサイクルの運用プロセスについては、運営会議より毎年自己点検・評価報告書（内部質保証シート）の作成を指示し、学科、センター、各部局及び事務部等より提出された自己点検・評価報告書を自己点検評価委員会にて、報告内容が点検・評価・改善・向上の観点を抑えているかを点検し、その結果について自己点検評価委員会より、学長に報告する。その後、学長は結果を文章にまとめ、短期大学部ホームページにて公表する。改善が必要と認められるものについては、大学運営会議より該当の部署に改善を指示する。点検評価結果については、本学の事業計画に反映させることとなる。	教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針を確認し、点検した。	継続していく。
2.1.2.	内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。			
	評価の視点１：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備	2022年度第５回自己点検・評価・FD委員会にて2023年度より運営会議を全学内部質保証推進組織とすることが承認され、実質的に広範な権限を有することとした。運営会議の審議事項は、「（１）大学の運営に関する重要な事項」、「（２）大学の教学に関する重要な事項」、「（３） 前第１号及び第２号の質保証に関する事項」、「（４）学長が協議の必要を認めた事項」である。また、「福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規」も新たに制定し、運営会議を全学内部質保証推進組織と位置付けた。同様に各組織の点検評価活動をチェックする機能として、2023年度より自己点検評価委員会を立ち上げ、自己点検評価委員会が点検評価報告書を学長へ報告することとした。自己点検評価委員会の審議事項は、「本学における内部質保証の状況の点検・評価に関すること」、「自己点検・評価結果のとりまとめに関すること」である。IR委員会は、学内外の教育研究及び業務運営等にかかる情報の収集、収集した情報の分析・評価、結果の学内への提供を行うことを目的としている。	全学内部質保証推進組織・学内体制の整備を確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：全学内部質保証推進組織のメンバー構成	全学内部質保証推進組織である運営会議は「学長・副学長・学部長・大学院研究科長・各部長(宗教部・教務部・学生部)・大学事務部長」をもって構成され、議長は学長である。	全学内部質保証推進組織のメンバー構成を確認し、点検した。	継続していく。
2.1.3.	方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。			
	評価の視点１：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定	３方針の基本的な考え方としては、理念・目的に一致した学位授与方針を策定し、学位授与方針を達成するための教育課程の編成・実施方針を策定する。そして、これら両方針に一致する志願者を得るために学生の受け入れ方針を置くという基本的な考え方が設定されている。３方針の策定・見直し等にあたっては、以下の通りの手順である。 学科の３方針については、学科会議で検討され、学部審議会、学部教授会にて報告される手順となっている。全学内部質保証推進組織である運営会議では、自己点検評価報告書に３方針について記載されている箇所について改善が必要でないかの確認を行っている。	学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組み	2022年度時点では、自己点検・評価・FD委員会でPDCAサイクルを機能させるに留まっていたが、2023年度より運営会議を全学内部質保証推進組織とし、新たに自己点検評価委員会を発足し、PDCAサイクルを機能させる取り組みを行う予定である。 計画としては、「第２期中期計画」に沿い、また、点検評価結果を踏まえ、「事業計画」を策定する。実行は、事業計画に沿って行い、点検・評価については、毎年、点検評価報告書を作成することとなっており、自己点検評価委員会より改善すべき事項などを見出し、運営会議に報告し、「事業報告書」に反映させ、改善については、自己点検評価委員会より点検評価結果を全学内部質保証推進組織である運営会議に報告し、改善・向上の指示を行うこととする。 点検・評価の取り組みの詳細については、運営会議より点検評価報告書を作成するように年間２回依頼し、９月末までに前期分と３月末までに前期分を加えた通年分を作成する。それを元に、点検評価報告書を完成させ、自己点検評価委員会にて点検評価報告書の取りまとめを行い、その際に、十分でない箇所、齟齬などを確認し、執筆者に訂正を依頼する。確認作業については、学長が指名した者、大学３学部及び短期大学部より各１名ずつとなり、委員が客観的に短期大学部の点検評価報告書を確認することが出来る。その後、運営会議にて点検評価報告書について報告を行い、それに基づき、改善等を促すこととなる。	全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組みを確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点３：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施	上述した通り、内部質保証の要のひとつである点検評価報告書であるが、本学では、毎年、大学基準協会の評価の視点を参考に、作成することとしている。	点検・評価の定期的な実施について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点４：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施	上述した通り、自己点検・評価報告書を作成することにより、学科その他の組織における点検・評価の定期的な実施と、その結果に基づく改善・向上の計画的な実施が可能となると考えている。	改善・向上の計画的な実施について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点５：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応	指摘事項が行政機関、認証評価機関からあった場合には、学科会議で検討し、全学内部質保証推進組織である運営会議にて報告され、その後、各部署にて対応し、その改善結果を運営会議にて報告する仕組みとなっている。	行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点６：点検・評価における客観性、妥当性の確保	点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、学外有識者によるキャリアセンター事務室主催のキャリアセンターアドバイザーミーティングにて意見聴取し、その評価をもとに教育活動の適切性について検証している。2023年度は、9月と3月に実施している。また、学外からの意見聴聞により春日市、佐賀市教育員会に３方針について意見聴聞をおこない、学科において意見交換を行った。意見を参考にさせていただいた結果、特に改善点などは見つからなかった。	点検・評価における客観性、妥当性の確保について確認し、点検た。	継続していく。
	評価の視点７：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施	全学内部質保証組織である運営会議に自己点検評価報告書の作成を学科や各部署へ依頼する。点検評価項目は、2022年度は一般財団法人大学・短期大学基準協会のもの、また、2023年度は公益財団法人大学基準協会の基準に準じたもので作成をしている。2021年度は、2023年度実施の第２回運営会議にて、自己点検評価報告書について、学外に公表することが報告された。自己点検評価委員会を開催し、自己点検評価報告書をもとに内部質保証のプロセスが実行・計画されていることを点検し、問題があると判断した場合は、提出組織に修正を求め、学長は、それに基づき今後の計画について当該組織の長に指示し、改善をするよう求めることとなっている。	方針及び手続に従った内部質保証活動の実施について確認し、点検した。	2023年度の報告書の公開をめざす。
2.1.4.	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。			
	評価の視点１：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表	本学は社会的責任を果たすため、短期大学部ホームページの「情報公開」へアクセスするとすべての情報がまとまっており、アクセスビリティの配慮に努めており、情報を適切に公表している。その中には、教育研究上の目的、教育方針、３方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)、学則、シラバス、授業評価結果、学習成果に関する調査、自己点検・評価報告書、法人ホームページには財務情報等が含まれている。特に法人ホームページに掲載している福岡女学院ファクトブックについては本学に関する様々な指標の経年推移をグラフで可視化したデータサイトであり、説明責任を果たす一環となっている。	教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：公表する情報の正確性、信頼性	公表する情報については、随時更新されている。また、公表内容は監査等に耐える正確性・信頼性のあるものである。	公表する情報の正確性、信頼性について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点３：公表する情報の適切な更新	情報公開の更新については、情報を保有している各部署が担当しており、適宜、滞りなく更新を行っている。	公表する情報の適切な更新について確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
	2.1.5.内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
		評価の視点１：全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価	全学的な内部質保証システムの適切性、有効性については、「福岡女学院大学・短期大学部内部質保証に関する内規」に準じ、毎年点検評価を行うため、運営会議にて自己点検評価報告書の作成を指示し、作成する。その後、自己点検評価委員会にて自己点検評価報告書の内容が点検・評価・改善・向上の観点を抑えているかを点検し、その結果について学長に運営会議にて、報告することとなっており、自己点検・評価報告書は毎年作成し、短期大学部ホームページに公表することとなっている。 中・長期計画に定められた短期大学部英語科の教育の質保証という点など、それぞれの小さな項目についての点検・評価の取り組みは十分になされている。一例として、短期大学部英語科の教育についての具体的なPDCAサイクルを上げると以下のようになる。 ①　Plan ・建学の精神の周知、教育目的・目標の設定・周知 ・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学習成果の設定 ・授業の設計、シラバスの作成 ・学年暦による短期大学部独自のプログラム年間スケジュールの設定 ②　Do ・オリエンテーションの実施 ・授業の実施 ・短期大学部独自のプログラムの実施 ・学生生活全般の支援 ③　Check ・学生の卒業判定、TOEIC®スコアの確認 ・授業評価アンケートの実施 ・学習成果調査アンケートの実施 ・授業参観の報告書 ・非常勤講師懇談会の開催 ・プログラムに対する学生の報告書や発表の確認、アンケート確認 ・卒業年次生アンケートの実施 ④　Action ・カリキュラム検討会議 ・授業公開による報告書の作成 ・授業評価に対する学生へのフィードバック これらをさらに大きなPDCAサイクルに乗せて、全学的に点検・評価を行うために、この短期大学部全体の点検については、半期に一度行われている内部質保証シートにまとめられ、全学的なPDCAサイクルで確認されている。	全学的なＰＤＣＡサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用	資料及び情報については、点検・評価の際に、諸会議や各種アンケート結果などを根拠資料として用い、適切であると考える。	点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上	前述の通り、2021年度大学認証評価の結果を踏まえ、全学内部質保証推進組織を運営会議と定め、自己点検評価委員会とIR委員会の棲み分けを行った。現在は、まだ構築中であるため、円滑な運用には至っていないが、改善・向上に向けて取り組んでいく。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	自己点検・評価を実行する。
第３章　教育研究組織					
	3.1.現状説明				
	3.1.1.短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。				
		評価の視点１：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性	本学は起源とする英和女学校の神と隣人への「愛」に生きることを要としたキリスト教に基づく教育を建学の精神として、1885年より受け継いでいる。本学の理念・目的を達成するために情報教育センター、キャリアセンター、地域・国際交流センターが設置され、これらは、組織について規定する「福岡女学院大学・短期大学部規程」の中で明確に位置づけられている。また、これらの組織は、地域・国際交流センターのように存在そのものが短期大学部の理念・目的に直結するものや、情報教育センターのように設置目的が共同利用教育研究施設として、短期大学部全体の教育の発展に寄与することであり間接的に目的達成に貢献するものも含まれるが、いずれも適合する組織である。	理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性を確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成	情報教育センターは、時代の要請に合わせた情報教育の質の確保、向上のための取り組みのひとつとして、「情報リテラシーハンドブック」を毎年発刊している。これは短期大学部の学内ネットワークやメール、LMS（学習管理システム）、情報フロア（PCルーム・CALL教室など）の利用その他説明を含み、学生が大学生活において情報を適切に用いて研究する際の基本的な資料として提供している。本学は語学系の学科であるため、特に情報教育センター所管のPCルームまたはCALL教室には、時代に応じたLMSシステムが導入されており、教員が円滑に語学系授業、また、TOEIC®IPオンラインテスト等のオンラインを利用した教育が実施できるよう補助している。 キャリアセンターはCOVID-19禍の環境下においても、短期大学部全体の感染拡大防止方針に則った対面活動・学生支援はもとより、ウェブを活用した特別対応学生へのオンライン授業の提供、学内外とのオンライン会議の実施、対面・オンラインを学生自ら選択して受けることができる進路相談、就職活動支援、オンライン・オンデマンドプログラムの提供など、平時に劣らない活動を続けた。 地域・国際交流センターは、2022年度より短期大学部ならびに併設大学の国際交流活動や地域との連携活動ならびに市民講座などの生涯学習事業の活動に取り組んできた。特に地域連携の取り組みとしては、地域が求めるボランティア活動等の情報を全学生に配信し、学生が主体的に様々な活動に参加できる環境を提供している。	各センターは、社会の要請に合わせて、地域等と連携して学生を支援する役割を果たしており、適切に機能していることを確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2024年度
	3.1.2教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
		評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価	情報教育に関わる教育研究組織の定期的な点検・評価については、２つの組織、情報教育運営委員会及び、部会が行っている。情報教育センター運営委員会の構成員は、センター長、各学部より選出された運営委員、メディア情報課長、及びメディア情報課職員から成る。また、その下部組織である合同部会の構成員は、センター長、メディア情報課職員で構成されている。合同部会は、主にメディア情報課を中心として随時行われ、学内ネットワークの運用状況や、整備、問題点の解決に向けた作業などの実質的な審議、報告を行っている。必要に応じて開催される情報教育センター運営委員会は、合同部会で検討された内容の審議を行い、運営委員を通して、情報の共有を行う。以上のように運営委員会において検討・議論を通して決定された事項は、学部の運営委員により必要に応じて、学科会議にて報告するとともに、連合教授会においては、審議、報告され、改善・向上に向けての取り組みが定期的に行われている。 キャリアに関わる組織の定期的な点検・評価については、キャリアセンターの運営組織としてキャリアセンター運営委員会が設置され、精査されている。キャリアセンター運営委員会の構成員は、センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部より選出された運営委員、学生課長、教務課長、キャリアセンター事務室長（必要に応じてキャリアセンター事務室職員が陪席）から成る。定例年２回の他、必要に応じて開催しているキャリアセンター運営委員会では、キャリア形成支援や進路就職支援に関わる方針、施策、結果などを共有、審議する他、インターンシップ等キャリア科目の開講計画などについて、意見交換や議論を通して評価・点検をおこない、改善、向上に向けての取り組みを定期的におこなっている。 キャリアセンターにおいては、「キャリア形成及び進路就職支援に係る自己点検・評価に関すること。」を業務として規定しており、並びに、同じく年間2回開催する学外の有識者をアドバイザーとしたキャリアセンターアドバイザーミーティングを通じて、本学における学生のキャリア形成及び進路就職支援について毎年検証し、必要に応じて見直しをおこなっている。2023年度は9月と3月に対面で行われている。 これらの取り組みに対してはキャリアセンター運営委員会において毎回報告、評価・点検をおこなっている。その結果を受けた改善策の一例として、第７章にも記載しているが、企業等の採用活動が早期化しており、短期大学部は入学から就職活動、進学準備までの期間も短いため、あくまでも高校での学修に支障がないよう配慮しつつ、入学後のキャリア形成の意識づけに、2022年度入学予定者より、専願入試で合格した入学予定者には合否結果郵送時に、短期大学部生の就活スケジュールや業界研究リーフレット、新入生オリエンテーション時に配布する就活支援ブックを同封していることが挙げられる。 地域貢献・国際交流に関わる教育研究組織の定期的な点検・評価については、２つの組織、地域・国際交流センター運営委員会及び、部会が行っている。 地域・国際貢献に関わる組織の定期的な点検・評価として、地域・国際交流センターでは、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価する体制として、定期的に開催する地域・国際交流センター運営委員会での報告・審議があげられる。運営委員は、地域・国際交流センター長ならびに同副センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部の教員、センター事務室長と同副課長で構成されており、全学的な視点から点検・評価を可能にしている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価が行われていることを確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	情報教育センターにおいては、短期大学部の情報教育に関する科目は、センターが管理するものではなく、学科独自で提供している。１年生の前期に「コンピュータ基礎技能」（2022）（「Bacic Computer Skills」(2023)）において、学生はPCの基本的な操作方法を学び、１年生の後期に「コンピュータ技能（文書作成）」（2022）「Computer Skills in Wor d」（2023）で文書作成、「コンピュータ技能（データ活用）」（2022）「Computer Skills in Excel」（2023）の授業でデータ活用について学ぶが、選択科目であるため、全ての学生に情報教育が徹底されているとは言えない状況である。また、学内のシステムやLMSの操作等については、学科の教員が全学生にオリエンテーションを行うと同時に、授業の中で必要に応じて教えているが、十分であるとは言えない。 地域・国際交流センターについては、上記で言及したように国際交流活動、地域社会との連携事業、生涯教育事業の３つの業務を取り扱わなければならず、その結果センターが取り扱う業務の範囲も広く、その業務内容も異なる様々な要素を含んでいる。 その結果、地域・国際交流センターが取り扱わなければならない業務の範囲も広く、その業務内容も異なる様々な要素を含んでいるため業務内容のシェアが統合前に想定していたよりも難しく、結果的にセンターの対応能力に非常に高い負荷がかかっている。また地域・国際交流センターの点検・評価する体制である地域・国際交流センター運営委員会では、３事業から出される膨大な量の報告と審議事項があり、２時間～４時間程度の時間をかけて会議を行っているが、報告内容や審議の説明に時間を要し結果的に十分な議論をする時間を確保することが非常に困難な状況になっている。このことからチェック機能を果たすべき運営委員会の点検評価能力の限界に近づいていると考えられ、運営委員会では、地域・国際交流センターを、(1)の「国際交流事業」と(2)ならびに(3)の「地域連携事業ならびに生涯教育事業」の二つに分割することの議論がなされている。	改善事項について確認し、点検した。	PCのオリエンテーションを引き続き行う。
第４章　教育課程・学習成果					
	4.1.現状説明				
	4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。				
		評価の視点１：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	本学の学位授与方針については、課程修了にあたって学生が修得することが求められる知識、技能、態度などについて当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を制定し、短期大学部ホームページや「履修ガイド」で公表している。2023年度のカリキュラム改正に伴い、新たに2023年度の学位授与方針が見直された。	課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表について確認し、点検した。	継続していく。
	4.1.2.授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。				
		評価の視点１：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表			
		・教育課程の体系、教育内容	教育課程の体系や教育内容については、教育課程の編成・実施方針（教育課程の編成・実施方針）を設定している。また教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等については、短期大学部ホームページや「履修ガイド」で公表している。本学の学位授与の方針の大きな柱は、キリスト教教育、英語圏文化・文学・言語学などの専門教育、キャリア教育、教養教育、英語スキル教育であり、それぞれについて技能、知識、態度をバランスよく習得できるように教育課程が構成されている。それらは、科目履修系統図に図式化され、確認することができる。	教育課程の体系、教育内容と教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等について確認し、点検した。	継続していく。
		・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等			
		評価の視点２：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との関連性については、例えば、本学の学位授与方針の６つの項目に関連した科目群が、教育課程の編成・実施方針において設定されており、適切に関連していることがわかる。2022年度から2023年度へのカリキュラム改訂においては、この２つの方針の関連性がより明確で、強固なものになるよう変更が加えられた。例えば、2022年度のカリキュラムでは６つの学位授与方針の柱に対して、７つの科目群が設定されていたが、2023年度は、科目群が学位授与方針に直結するよう６つに変更が加えられ、より学生にわかりやすい形態へと変更されている。また、科目名についてもすべてを英語表記にし、日ごろから学生が英語に触れられるように変更した。	教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性について確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。				
	評価の視点１：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置			
	・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性	本学では、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針が編成され、それに基づいて教育課程が編成されており、「履修ガイド」において明示している。2022年度カリキュラムでは、学位授与方針に則した科目がそれぞれ提供されているが、学位授与方針の６つの項目において、科目数などにばらつきが見られていた。特に４つ目の項目における創造性、論理的思考力を養う科目が少なかったのは事実である。そこで、2023年度カリキュラムにおいては、「創造表現」という科目区分を設け、万遍なく６つの項目を身に付けられるようカリキュラム改訂を行った。2023年度カリキュラムでは、2022年度の「エアライン・ツーリズム」コースについて、医療系も含めたキャリア形成を目指すことを目的としてコース名の見直しを行い、新たに「イマージョン」、「アカデミック」、「キャリア」の３コースとした。教育課程の卒業要件は、必修科目群（29単位）、これまでのコース選択科目に代わり、選択必修科目群（８単位以上）、選択科目群（28単位以上）の修得を条件とする、すなわち、より自由に自己の目的に合った選択ができるものとした。学位授与方針と呼応する科目区分を設けることで学位授与方針と教育課程の編成・実施の方針、そして教育課程が明確になり体系化された。 さらに、英語力のみならず「大学編入」希望者も含めたより充実した教養教育の提供、外国人留学生への「日本語教育」の提供を視野に入れ、本学大学の授業との連携を充実させるために、大学が採用している90分制の授業形態へ移行した。そして、短期大学部生は科目等履修生として大学の基盤教育科目の履修が可能となり、上限を10単位として短期大学部の卒業要件単位に認めている（根拠資料 4-4）。この週に60分2回から90分１回への授業形態の変更による、学生の英語スキルの習熟度の分析は将来的に行われなければならないところである。	教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性について確認し、点検した。	2023年度新カリキュラムの完成年度にあたるため、分析を行う。
	・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮	教育課程は、英語運用能力を伸ばし、コミュニケーションの手段として英語を習得させることを目的とし、１年生後期からは、学生の興味・関心に沿ったコースを選択することにより、学生個人の将来へと繋がる知識、態度、技能が修得できるよう編成されている。 教育課程における各科目の順次性と体系性を具体的に示すための方策について、教務部委員会で協議を重ね、科目ナンバー、履修系統図の作成を決定した（2018年10月）。科目ナンバーでは科目の順次性を示し、履修系統図では科目の順次性、体系性、育成される力を示すように作成し、2019年度より導入している。さらに、教務部委員会において、すべての科目に「授業を通して修得できる力」として、４領域（「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学習経験と創造的思考力」）を示し、さらに、その力が、「主として修得できる力」であるか、「副次的に修得可能な力」であるのかについて、区分を行い明確化することを決定（2018年10月）し、科目ナンバー、履修系統図と同様に示している。	教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮について確認し、点検した。	継続していく。
	・授業期間の適切な設定	本学は、２学期制を採用しており、それぞれ15回の授業回数を確保し、授業最終日後の1週間を試験日と定め試験を実施している。また、台風や大雪で授業を実施するのが困難な日が発生することを踏まえて、学期ごとにそれぞれ予備日を２日ずつ設定し、緊急時にはそこで授業が行えるように備えている。以上のように、授業期間は単位修得に必要な時間が確保できるよう適切に設定されている。	授業期間の適切な設定について確認し、点検した。	継続していく。
	・単位制度の趣旨に沿った単位の設定	本学では、単位制度の趣旨に沿って、１単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成しており、講義、演習科目は30時間または15時間の授業を１単位、実技については、45時間または30時間の授業を１単位としている。なお、シラバスの事前・事後学習欄に具体的に必要な学習時間を授業形態に応じて明記することによって、単位の実質化を図っている。	単位制度の趣旨に沿った単位の設定について確認し、点検した。	継続していく。
	・個々の授業科目の内容及び方法	個々の授業科目の内容及び方法については、シラバスを作成して示している。シラバスは、関係者がいつでも参照できるようにインターネット上で公表している。	個々の授業科目の内容及び方法について確認し、点検した。	継続していく。
	・授業科目の位置づけ（必修、選択等）	授業科目の位置づけとしては、必修科目（選択必修科目を含む）と選択科目の単位数を比較的バランスよく配置している。	授業科目の位置づけ（必修、選択等）について確認し、点検した。	継続していく。
	・短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）	初年次教育・高大接続への配慮として、本学は英語区分（2022）、および英語スキル区分（2023）のクラスは習熟度別とし、１クラス20名以下の少人数クラスによる演習形式で実施している。英語区分、および英語スキル区分の科目においては、英語の４技能（話す・聞く・読む・書く）の基礎力を身につけ、向上することを目標としている。 2022年度入学生のカリキュラムでは基礎区分である「基礎演習A・B」の科目において、建学の精神を確認し、英語の基礎力と日本語能力を新聞や書籍を通して培うことを目的としている。この科目はクラスアドバイザー（小中高における担任）が担当するものであり、学生の学習面（初年次教育の一環としてメモの取り方や、図書館の使い方、レポート・論文の作成、基本的な研究倫理、情報の活用方法などを学ぶ）だけでなく、生活面においてもアドバイスをするなど、それぞれの学生のケアを行うことができる役割を担っている。また、学科の取り組みや連絡事項を伝達できる場でもある。 2023年度カリキュラムでは更なる教育の質を保証するため、日本語に関わる初年次教育については「Japanese Writing」（創造表現）の授業を新規に創設し、情報の扱い方や思考力を鍛えることとした。また、英語の基礎力については「Practical English Skills A・B」にて養い、またクラスアドバイザーの機能はクラス編成に利用されているTOEIC®テストと連動し、「TOEIC®Listening ＆ Reading A・B」の担当教員に移すなど、発展的に「基礎演習」科目を解消させた。「Japanese Writing」の授業では、日本語能力の向上、日本語で書く力を身につけることを目的としている。また、短期大学部での学びに必要な図書館、研究倫理についても学ぶと同時に、キャリアプランの作成を通して、学生生活、社会生活、自己のキャリア、自己の将来を見つめる学習を行っている。 高大接続への取り組みとしては、本学の特徴ともなる、同敷地内に併設している福岡女学院高等学校との高大連携について記載する。 2023年度は７月に学院内の高大連携事業として短期大学部英語科の教育がイメージできるよう、本学教員による英語に関する「出張講義」を実施した。また、2023年度6月には、短期大学部の教員が学科の学びについて体系的な説明をし、英語科の学びが将来にどうつながるのかについて「学科研究」を実施した。	短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）について確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2024年度
	評価の視点２：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施	本学の教養科目は、2022年度入学生に関しては、科目区分「基礎」と「第二外国語」が相当する。また、2023年度入学生に関しては、「教養」および大学提供科目が相当する。大学提供科目とは大学の教養教育である基盤教育科目群より提供された一部の科目（2023年度前期の科目は、「日本国憲法」「フランス語Ⅰ」「健康・スポーツ科学理論」）である。本学の専門教育に関しては、2022年度は「コース選択科目」と「SeminarⅠ」「SeminarⅡ」が該当する。2023年度入学生よりコース選択科目群は名称を選択必修科目群へと改めた。コースの教育内容であるが、イングリッシュイマージョンコース（2023年度イマージョンコース）では、オールイングリッシュの環境で授業が行われ、高度な英語力と思考力を育成する専門科目が提供されている。アカデミックインテンシブコース（アカデミックコース）では、大学編入を視野に入れ、英語学、英米文学、音声学等の専門科目を中心に学ぶ科目が提供されている。最後にエアライン・ツーリズムコース（キャリアコース）では、将来の自分のキャリアに合わせた英語を学ぶと同時に、観光・医療・経済に関する基礎的な知識を学ぶことができる科目が提供されている。2022年度入学生の教養科目と専門教育科目については両者の配置に極端な偏りがないように適切に配置されている。2023年度入学生のカリキュラムより大学の基盤教育科目が履修できるようになったため教養科目の配置が多いように見えるが、卒業要件として上限を10単位としており、また、時間割上で修得できる科目数は制限されているため、実際に学生が修得できる単位数は適切に調整されている。	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施について確認し、点検した。	継続していく。
4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。				
	評価の視点１：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置	学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成する教育として、必修科目群に「小笠原流礼法」（2023年度より「The Manners of the Ogasawara School」に名称変更）を設置している。単位を修得した学生には、福岡女学院大学短期大学部英語科の学生用に「花英伝」の免状が発行されている。また、キャリア選択科目として航空業界を目指す学生のために「エアライン講座I」「エアライン講座II」（2023年に「Airline Seminar I」「Airline Seminar II」へと名称変更）を、 医療業界を目指す学生のために「医療事務I」「医療事務II」（2023年度より「Medical Administration I」「Medical Administration II」に名称変更）を設置している。旅行業界を目指す学生のために、「旅程管理Ⅰ」「旅程管理Ⅱ」（2023年度より「Introduction to TourismⅠ」「Introduction to TourismⅡ」に名称と内容を変更）を設置している。 「小笠原流礼法」は必修実技科目であり、礼儀作法の神髄を理解し自然で美しいふるまいを身につけることを通じて社会人としてのマナーを身につける。「エアライン講座Ⅰ」「エアライン講座Ⅱ」では就職に必要な知識や心構え等を養成する。「医療事務I」「医療事務II」では医療事務の資格の取得を目指すとともに、医療事務スタッフに求められる知識とスキル、接遇のマナーを習得する。「旅程管理I」「旅程管理II」では旅行業界に関する基礎的な知識を学ぶと同時に旅程管理者主任者資格の資格を目指す。その他のキャリア教育選択科目では、それぞれのキャリアを見据えた実践的技能（特にコンピュータ関連の技能）と知識の習得を目標としている。「インターンシップ」では就業体験を通して、主体的に職業選択をする能力や、高い職業意識を養うことを目標としている。2022年度までは、「旅程管理I」、「旅程管理II」、および「旅程管理実務研修」が選択科目およびコース選択科目として設置されていた。これは資格取得を目指す科目であり、本学で提供される「旅程管理I」、「旅程管理II」を受講し単位を取得した者は、「旅程管理主任者」資格に必要な基礎研修を修了したとみなし、さらに指定研修、および実務研修を修了した者には、福岡女学院が資格授与指定機関として資格を授与してきた。 2023年度以降は、長崎外国語大学との連携協定（第９章に詳述）により資格認定を福岡女学院から長崎外国語大学に移した。本学においては、資格取得に必要な基礎知識を、「Introduction to TourismⅠ」「Introduction to TourismⅡ」で提供し、さらに資格認定機関との連携により指定研修を受講することができる。その後の実務研修においては、長崎外国語大学で受講することで、旅程管理主任者の資格を取得することができる体制を構築している。その他、授業と連携した本学におけるキャリア教育への取り組みについては以下のとおりである。 １）日本航空（JAL）との連携 １．OG講話会 ２．空港研修 ２）JTB福岡支店との連携 （インターンシップ実施） ３）福岡中小企業経営者協会との連携 （インターンシップ推進） 以上のように、企業と連携して講演会や見学会、インターンシップを行うことにより、座学で学んだ内容を実際の現場で見て、体験することで、より具体的に自らのキャリアについて考える機会を提供するものとなっている。	授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置について確認し、点検した。	継続していく。
	・単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）	本学は英語科のみであるため、英語力定着のために学習時間を60分週２回の形態で授業を提供してきた。そのため、時間割の編成上、学生が学期中に修得できる授業数は限定されるため、特に履修できる単位の上限は定めてこなかった。しかしながら2023年度は、上述したように大学との連携を強化し、基盤教育科目を修得できるようにカリキュラムを改訂したことに合わせて、授業形態を90分週１回に変更している。今後は、学生の履修状況を精査しながら、上限設定を行うかどうかについて検討していかなくてはならないが、コース制の維持、開講期の工夫、第二外国語の１度に履修できる数を制限するなど、実質的な問題ではないと考える。	単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）について確認し、点検した。	2023年度カリキュラムの完成年度にあたって、評価分析を行う。
	・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）	シラバスについては、授業のテーマ及び到達目標、授業概要、授業計画、文献(教科書)、文献(参考書・参考資料・その他)、成績評価、事前・事後学習、科目担当教員の実務経験の有無、留意事項(ICT、課題等のフィードバック方法、オフィスアワーの時間、学生への連絡手段等、学生に公開可能な情報)を掲載している。特に、それぞれの科目の教育目標及び到達目標については、担当教員により目標が異なることが無いよう学科で決定し、明確に示されている。授業内容についてはそれぞれの担当教員が、共通の教育目標と到達目標に沿って授業ごとのスケジュールを組み立てて明示しており、それぞれの授業内容に応じた事前、事後学習の内容及び具体的な時間も示している。授業時間数については60分授業の場合週２回、90分授業は週１回の計算で開講回数を示し、同様に時間ごとの授業内容についてスケジュールを明記することを義務付けている。成績評価の方法・基準については、授業への貢献度、取り組み、発表、レポート、試験などを細分化して、それぞれの評価の割合を明確に示し、客観性を担保して評価している。授業で使用する教科書・参考書についての情報も明示している。	シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）について確認し、点検した。	継続していく。
	・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知	各授業は、シラバスの内容に基づいて実施されている。その旨、第1回の授業で周知されている。シラバスに変更が生じる場合、軽微な変更であれば、その都度、各科目担当者が学生に周知することによって、授業内容とシラバスの整合性を確保している。	授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知について確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
	・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）	2022年度、2023年度ともに演習形式の英語科目を多く開講し、学生の主体的、対話的な参加を要するコミュニカティブな授業を徹底している。学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、以下のとおりである。 必修科目においては、「聖書概説A」、「聖書概説B」を除き、クラスを習熟度に分けて複数の教員が担当することで、受講者数を１クラス15名程度に抑えている。必修科目の英語区分においては「Seminar I」「Seminar II」を除くすべてのクラスがTOEIC® IPテストの結果により、習熟度別にクラスが分けられている。 選択科目、選択必修科目においても演習形式の科目を開講している。演習形式の科目では、発表、グループワーク、プレゼンテーション、ディスカッション等を通して学生の主体的な学びを促している。また、１年次に集中講義として「海外語学研修」（2023年度より「Study Abroad Program」と名称変更）の短期留学プログラムがあり、異文化環境で英語を学ぶ機会も提供している。 ２年次の「SeminarⅠ」と「SeminarⅡ」では、１年次に学んだ知識や技能を基礎として、専門分野の学びを深め、集大成として探求した課題をまとめ、発表することを授業目標としている。それらを通して学生は担当教員より提示されたテーマに沿ってレポート、研究発表等を行うことで自身の主体的な学びを深めている。 これらの授業においては、ペアワークやグループワークを通して学生同士のコミュニケーションの機会が確保されている。１年生と２年生のコミュニケーションについては、授業以外では主にイングリッシュ・ラウンジ（後に詳述）のイベント活動を通して行われるが、授業の中で提供されるものとしては、特に２年生の留学報告会がある。「イマージョン留学の報告会」については、１年生に将来の姿を描くことができるように「基礎演習A」（2022年度）の時間（2023年度は「TOEIC®Listening &Reading A」）を利用して、質疑応答の時間を用いながらコミュニケーションを取る機会を提供している。留学前準備、留学中の学び、今後の目標、TOEIC®の学習の仕方などについて具体的な質問ができる環境が整えられている。	学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）について確認し、点検した。	継続していく。
	・学習の進捗と学生の理解度の確認	各授業の学生の理解度については、科目担当者によって、課題のレスポンスや小テスト等により確認している。また、アドバイザーとの面談等で学生の学習状況を確認している。 学科においては、学年ごとの学生の英語の習熟度を測るために、１年次の入学次、１年次の前期の終わり、２年次の12月に英語伸長度測定試験（TOEIC®IPテスト）を実施している。また、学習成果のアセスメントとして、年度末に、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会に依頼してスコアによる分析を行い、分析を行っている。	学習の進捗と学生の理解度の確認について確認し、点検した。	継続していく。
	・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数（専門職短期大学及び専門職学科にあっては１授業あたり40 名以下）			
	・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導	授業の履修指導に関しては、１年次は入学式後の４月と７月の後半に、２年次は３月に履修オリエンテーションを実施している。履修オリエンテーションの中で、履修上の注意、時間割の作成指導、履修登録期間等について学生に周知している。また、１年次、２年次ともにクラスアドバイザーも学生のサポートとして、履修指導を行っている。2023年度は7月と3月に対面で行われた。	授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導について確認し、点検した。	継続していく。
	・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示	それぞれの授業に関する学習課題については、シラバスに記載されている通り、事前・事後学習において定められた時間分の課題が与えられている。さらに、本学の特徴である授業外学習・プログラムが充実している。 １．（朗読／スピーチ／エッセイ・コンテスト） ２．（イングリッシュ・ラウンジでの英語活動） ３．（基礎学力の低い学生および高い学生への学習支援） ４．（編入指導）	授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示について確認し、点検した。	継続していく。
	・各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）	全学内部質保証については、短期大学部は大学基準協会の項目に従って内部質保証シートを半期に一度、短期大学部の教員が作成し、学科の教育の実施において学科会議で振り返りを行う。さらに、全学的には、運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。この全学的な組織との連携によって、短期大学部内のそれぞれの分野における委員会メンバーによる点検・評価のみならず、全学的な組織の委員長や各センター長が確認を行い、さらには、他学部の学部長による点検が行われるなど、短期大学部の教育の実施においては、全学的な点検・評価の枠組みが保証されている。	各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）について確認し、点検した。	継続していく。
4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。				
	評価の視点１：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置			
	・単位制度の趣旨に基づく単位認定	単位制度の趣旨に基づいて、１単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成しており、講義、演習科目は30時間または15時間の授業を１単位、実験、実習、実技科目については、45時間または30時間の授業を１単位としている。単位の実質化を図るために、シラバスの事前・事後学習欄に具体的に必要な学習時間を授業形態に応じて明記している。	単位制度の趣旨に基づく単位認定について確認し、点検した。	継続していく。
	・既修得単位等の適切な認定（専門職短期大学及び専門職学科にあっては、実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定を含む）	既修得単位等の認定については、以下のように行っている。 海外留学による単位認定については、本学の留学制度である「認定留学」に参加した学生については、4単位を認定している。手続きとしては、学部教務部委員会、教授会の承認を得て、適切な単位の認定を行っている。 「TOEIC®応用A」「TOEIC®応用B」については、TOEIC®公開テストもしくはIPテストにおいて600点以上を取得した学生には「TOEIC®応用A」の単位を認定し、650点以上を獲得した学生には「TOEIC®応用B」の単位を認定している。	既修得単位等の適切な認定について確認し、点検した。	継続していく。
	・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置	成績評価については、「履修ガイド」「シラバス」に評価基準を掲載している。成績評価の客観性、厳格性を担保するため、GPA制度を導入し、その評価基準を以下のとおり客観的に示している。また、各科目の成績評価においては、可能な限り複数の評価項目を設け、その評価基準をシラバスに明示して、総合的な成績評価を実施している。なお、授業の出席回数が出席すべき回数の３分の２に満たない場合は、「F(不合格)」評価、出席回数以外の理由による不合格は「D」評価とする統一基準を設け、厳格な単位認定を行っている。具体的な評価項目については、毎年、教務部委員会で検討し、必要に応じて変更を行っている。	成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置を取っていることを確認し、点検した。	継続していく。
	・短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示	卒業要件については、「履修ガイド」にすべての科目の単位数を掲載するとともに、卒業に必要な単位数を明示している。	短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示について確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
		・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールは、学則及び履修規程において設定されている。当該ルールは、「履修ガイド」に記載して周知している。全学内部質保証については、運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。	成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：学位授与を適切に行うための措置			
		・学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置	卒業認定(短期大学士の学位授与)の客観性及び厳格性を担保するため、まず、学科会議とは独立した学部教務部委員会において、修得単位数、在学年数等を確認しながら卒業判定を実施している。学科会議において判定し、その後、最終的には学部教授会において判定している。	学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置について確認し、点検した。	継続していく。
		・学位授与に係る責任体制及び手続の明示	２年以上在学し、所定の単位数を修得した者については教授会の議を経て、学長が卒業を認定することは、学則において規定し、「履修ガイド」に記載して公表している。卒業認定の手続きについては、学則において、学部教務部委員会、学部教授会での審議事項として明確に規定されている。	学位授与に係る責任体制及び手続の明示について確認し、点検した。	継続していく。
		・適切な学位授与	２年以上在学し、所定の単位数を修得した学生に対して、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。	適切な学位授与について確認し、点検した。	継続していく。
		・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり	学位授与に関わる全学的なルールは、学則において設定されている。学則では、学科の卒業要件を明示している。卒業要件は、「履修ガイド」に記載して周知している。全学内部質保証については、運営会議と連携し、教育課程の検証と改善の検討を行っている。	学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	継続していく。
	4.1.6.学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。				
		評価の視点１：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）	2019年度より、学習成果に関する調査（間接調査）を実施している。この調査の目的は、学生の学習実態を知ること、学科の専門分野の特性に応じた学習成果を測定すること、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価することなどである。結果については、教務部委員会で情報共有を行っている。学習成果の把握及び評価の取り組みについては、運営会議と協働している。調査結果は、教務部委員会だけでなく、運営会議でも報告している。卒業生、就職先、進学先への意見聴取であるが、Google Formを用いて卒業後１年目の学生が就職した企業、卒業生を対象にアンケートを行った。全学的なものとは別に、短期大学部の教員が持つつながりの中で、卒業後に大学に進学した学生や就職した学生からの意見聴取を行い、学科TODAYで公開している。企業、卒業生対象のアンケート結果については、全学内部質保証推進組織である運営会議で報告を行っている。	分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）及び学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫ ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先、進学先への意見聴取			
		評価の視点３：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり	企業、卒業生対象のアンケート結果については、全学内部質保証推進組織である運営会議で報告を行っている。	学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりについて確認し、点検した。	継続していく。
	4.1.7.教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
		評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用	2019年度以降「学習成果に関する調査」を実施している。目的は、課程において必要とされる能力、学科が示している学位授与方針に明記されている能力の修得状況、学習時間を把握するためである。2023年度の調査結果については、教務部委員会、運営会議で報告した後、学科に周知した。学科は、この調査結果を授業改善につなげていく材料としている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	2022年度から2023年度のカリキュラム改訂において重視されたことは、アンケートの調査結果を受け、学位授与方針をいかにわかりやすく学生に提示し、それが日々の授業にどう反映しているのかについて意識させるかという点であった。学習成果は、学位授与方針を柱として問われるが、多くの学生は、自身が何単位修得したかということに関心は持っているものの、それがどのような力に結び付き、学位授与の方針といかに関連しているのかについて、漠然と感じることはできても、明確な認識がなされているとは言えない。調査結果からも漠然とした回答が目立つ。そこで、2023年度カリキュラムより、学位授与方針がより明確にわかりやすく把握できるように科目区分と連動させる工夫を行い改善につなげている。これについては、それと同時に学科独自にディプロマ・サプリメントを作成することで学生に自身の学びを分析させ、目に見える形での学修成果の把握を図っていく体制を始動させた。2023年度は９月に2023年度前期の振り返りを行った。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	継続していく。
第５章　学生の受け入れ					
	5.1.現状説明				
	5.1.1.学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。				
		評価の視点１：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、それらを踏まえた学生の受け入れ方針を制定し、短期大学部ホームページや「大学案内（Guide Book）」に明記し、本学での学びを希望する生徒・保護者・その関係者へ広く周知している。学科の特徴や入学に期待される学修能力を明記して学生の受け入れ方針を定め、学力水準や選考方法などを短期大学部ホームページ及び「入学試験要項」を通して明示し、広く情報を公開している。	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表について確認し、点検した。	2025年度の募集停止が決まっている。

		Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2024年度
	評価の視点２：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定			
	・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像	入学希望者に求める水準等については、総合型選抜では、学力試験だけでは判断できない、本学への理解度、学習意欲や能力、入学後の展望などを書類審査および面接で評価し、英語力については小論文に英語課題文を課すことによって英語の基礎学力を測っている。また、面接においては、日本語課題文を利用することによって、漢字の読み書き、要約する力などを総合的に評価している。学校推薦型選抜入試では、本学の教育理念や教育内容を十分理解し、必要な学力と学習意欲を持つと高等学校より推薦された生徒について、書類審査、および面接によって多面的に評価し選考している。英語力についてはCEFRA２レベル程度（実用英語技能検定準二級程度、TOEIC®400点程度）を水準として設定している。一般選抜入試においては本学の教育理念や教育内容を十分理解し、本学に相応しい英語の基礎学力と専門教育に必要な英語の理解力を持つものを個別学力試験によって判断し評価している。調査書については、点数化はせず、入学後の学習指導の参考にしている。	入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像について確認し、点検した。	
	・入学希望者に求める水準等の判定方法		入学希望者に求める水準等の判定方法について確認し、点検した。	
5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。				
	評価の視点１：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定	本学では、総合型選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、学校推薦型選抜入試（指定校推薦・公募推薦）、一般選抜入試（前期・後期・大学入学共通テスト利用）の他、外国学校修了者入試、社会人入試、外国人留学生入試（指定校推薦・公募推薦・一般選抜）を設け、受験生の多様なニーズに応えることができる入試制度を設定している。特に一般選抜入試においては、本学独自の個別学力試験の成績により判断する入試（前期Ａ方式・前期短大A方式・後期A方式・後期短大A方式）だけでなく、大学入学共通テストを活用した入試（前期A方式（共通テストプラス）・前期B方式（共通テストプラス）・後期B方式（共通テストプラス）・共通テスト単独方式（I期～Ⅲ期））を実施している。また、英語民間試験の結果を利用できる入試制度も設定しており、様々な学習環境にいる受験生がその学修成果を公平・公正に評価されるように制度設計している。 疾病や障がい等によって受験上の配慮が必要な受験生については、事前に相談を受け付けることを「入学試験要項」に明記して対応している。その際、相談することによって合否判定が不利に働かないこと、また、出願後の不慮の事故にも対応することを記載し、受験生が安心して試験に臨むことができるように対応している。加えて、修学上の配慮・支援に関する相談窓口として学生課（保健室・学生心理相談室）が対応することを明記している。	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定について確認し、点検した。	
	評価の視点２：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供	校納金、奨学金については短期大学部ホームページ及び「大学案内（Guide Book）」に詳細情報を記載し、受験生が安心して受験できるように情報提供を行っている。校納金（学費）については、その細目毎に金額を記載するとともに入学時の研修費用等も記載し、奨学金については、日本学生支援機構を代表とする学外奨学金を始め、家計急変支援等、様々な学内奨学金制度について詳細情報を提供している。これ以外にも、入試成績による特待生奨学金及び２年次以降の成績優秀者特待生制度についても情報を掲載している。また、自宅外通学者のために学生寮、女子学生マンション、指定アパートの情報など、一人暮らしにかかる生活費等の情報も提供することにより、入学後の資金計画を検討でできるようにしている。こうした情報は短期大学部ホームページ及び「大学案内（Guide Book）」で公開しているが、「入学試験要項」では校納金の他に入試検定料・併願割引、手続き時に必要な費用をわかりやすく記載して、十分な情報提供を行っている。	授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供について確認し、点検した。	
	評価の視点３：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備	入試制度の検討及び入試日程等の重要案件については、学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等から構成される全学入試委員会を開催し審議している。また、入試制度に関する案の策定や、志願者増加を目的とする広報については、入試広報委員会にて審議し、入試広報課が中心となり募集広報を行っている。入学試験問題作成については作問者で構成される教師群に委嘱状を交付し、守秘義務を負った上で作成・査読が行われている。各試験の出願は、総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試、一般選抜入試においてはインターネット出願を行っており、その手続き方法について「入学試験要項」で詳細な説明を行っている。また、外国学校修了者入試、社会人入試、外国人留学生入試は従来の紙媒体での出願方式をとっているが、インターネット出願同様、出願手続きの不備による不安及び混乱を回避するために、「入学試験要項」に十分な情報を提供している。	入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備について確認し、点検した。	
	評価の視点４：公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	入学者選抜については、全ての入試で配点を明確にし、短期大学部ホームページ及び「入学試験要項」に記載している。選抜の手順については、採点後、学科会議、学部入試委員会で審議され、その後、学内理事（院長、学長、事務局長）が出席した大学を含めた学部入試審議会で入学者数管理（収容定員）の観点から再審議された後に学部教授会で承認される。審議のための入試結果資料には受験者の名前を伏せ、点数化されたデータを客観的に判断して不正が起こらないようにしている。総合型選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、学校推薦型選抜入試（指定校推薦・公募推薦）、外国学校修了者入試、社会人入試、外国人留学生入試（指定校推薦・公募推薦）では、志望理由書、面接、小論文（一部プレゼンテーション）などから総合的に判断し、合否を決定している。また、一般選抜入試「前期B方式（共通テストプラス）」及び「後期B方式（共通テストプラス）」においても同様に、志望理由書、面接、小論文などから総合的に判断している。求められる能力・評価の観点については、詳細な情報を短期大学部ホームページと「入学試験要項」に記載して受験生が十分準備をして受験できるように配慮している。面接については、評価基準を明確にするとともに、評価に偏りが起こらないよう複数の教員で対応し客観的かつ合理的な評価ができる体制を構築している。また、公平な受験機会の確保から、オンラインにおける入学者選抜の導入について検討したが、学内における入学試験実施のための環境や体制が不十分であったことから、実施は難しいと判断した。	公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施について確認し、点検した。	
	評価の視点５：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等 ）	全ての入試において学長が監督責任を負っており、入試が公平・公正に実施されるような体制を構築している。これにより入試に問題が発生した場合は、学部長を委員長とし、事務部長、入試広報課長等で構成されている学部入試実施委員会を開き、速やかに対応できる体制を整えている。これは、入試終了後に作問ミスなど問題が発覚した場合においても同様に機能し、再度同じ問題が発生しないように作問時の注意事項文書の改善に反映させている。	入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等 ）について確認し、点検した。	

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
5.1.3.適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。				
	評価の視点１：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理			
	・入学定員に対する入学者数比率	福岡女学院大学短期大学部は英語科の一学科で構成されており、入学定員100名に対し、過去の入学者数は、2019年度109名、2020年度110名、2021年度73名、2022年度44名、2023年度26名である。2020年度以前の４年間（2017年度～2020年度）の入学定員超過率は1.07であったが、2021年度・2022年度・2023年度の入学定員充足率は73%・44%・26%で３年間定員に満たない状況が続いている。	入学定員に対する入学者数比率について確認し、点検した。	
	・収容定員に対する在籍学生数比率	また、収容定員充足率についても、収容定員200名に対し、2023年５月１日現在の在籍者数は73名、充足率は36.5%である。これは、18歳人口の減少に加え、COVID-19の世界的感染拡大により、本学の特色の１つである海外語学研修を含めた留学プログラムが実施できなかったことや、進路においても英語力を活かした航空関係やホテル、観光業の求人が激減したことで将来の見通しが立たないといった不安要素が広がったことが大きく影響したと考えている。更には、全国的な短期大学部志願者の減少や女子大学の人気の低迷も要因となった。改善策として、募集広報の見直しを図るとともに、全学入試委員会（学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等で構成）において入試制度を見直し、2023年度入試より同一試験問題で大学を併願できる入試制度及び外国人留学生入試を新たに設け、受験機会を増やした。コロナ禍での３年間で遠隔教育が急速に普及したことで新たな学びのスタイルが求められるようになり、文部科学省より対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育を実施するためのガイドラインが示された（令和５年３月28日付文書）。これにより、2024年度入学者に向けては、従来通りのキャンパスで学ぶ「キャンパス･ラーニング･コース」に加えて、オンライン授業と対面授業を組み合わせて受講できる「ハイブリッド･ラーニング･コース」を導入し、２コース制をとることで、多様なニーズに対応できるようにしている。	収容定員に対する在籍学生数比率について確認し、点検した。	
	・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応	新たな入試制度の導入や募集広報などを工夫したことで、2024年度入試において、年内入試では外国人留学生の志願者が増えたが、コロナ禍以前（2020年度以前）の志願者数には及ばない結果となった。この結果を受け、今後も18歳人口や短大志願者の減少、４年制大学志向など、社会状況の変化による影響は大きいことから、2023年12月１日開催の理事会において、2024年度入学生の受け入れを最後に、2025年度以降の学生募集停止を決定した。	収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応について確認し、点検した。	
5.1.4.　学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	学生受け入れの適切性については、入学者数（定員）管理の点から言えば、全学入試委員会（学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等で構成）に当該年度及び過去５年分のデータが提出され分析結果が報告される。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について確認し、点検した。	
	評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	2021年度より入試広報委員会にて募集広報の戦略を立て実施しているが、定員充足が難しい状況が近年続いている。そのため、前項で述べたとおり、今後も社会状況の変化による影響は大きいことから、慎重に検討を重ねた結果、2024年４月入学生の受け入れをもって、学生募集を停止することを決定した。 入学者選抜の方法として本学の入試制度が学習指導要領等からみて適切なものになっているかという点で言えば、全学入試委員会（学長、副学長、大学を含めた学部長、学科長、事務部長、入試広報課長等で構成）で検討している。これまでは本学の学生の受け入れ方針が受験生に適切に伝わっているか、また、入試で測定する内容が学習指導要領及び文部科学省の方針に沿ったものになっているか審議し、必要があれば改善を行ってきた。しかし、2017年に文部科学省が高大接続入試改革方針を策定し、大学入試センター試験から大学共通テストに移行するとともに、学力の３要素を測る入試へと新たな方向性を示したことから、本学においても入試の抜本的見直しを進めてきた。その結果、2021年度入試より高大接続改革の趣旨に沿った、新たな入試制度を導入し、その後も毎年見直しを図り、2023年度入試においては大学との併願可能な入試制度及び外国人留学生入学試験を導入し、受験機会を広げた。概要は次の通りである。 入試の形式については、大きく「総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜入試」の３区分に分けて説明する。総合型選抜入試は、10月と12月の２期にわたって実施、学校推薦型入試は指定校推薦と公募推薦に分割して11月に実施、そして一般選抜入試は、個別学力試験の成績の結果で評価する入試を４種類（前期A方式・前期短大A方式・後期A方式・後期短大A方式）と、大学入学共通テストを活用した入試を６種類（前期Ａ方式（共通テストプラス）・前期B方式（共通テストプラス）・後期B方式（共通テストプラス）・共通テスト単独方式（1期～Ⅲ期））設定している。 総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試は専願入試であり、「志望理由書」を提出してもらい、本学の学生受け入れ方針の理解度を確認するとともに、高校での学修成果、志望理由、学修計画、将来の目標等について記述してもらう。志望理由書の点数評価に加え、面接・小論文を通して学力の三要素を総合的に評価するものである。一般選抜入試においても、大学入学共通テストに面接を加えた「前期Ｂ方式（共通テストプラス）・後期Ｂ方式（共通テストプラス）」では、「志望理由書」の提出を必須としており、学力の三要素を総合的に評価している。また、本学への入学を強く望む受験生を確保するだけでなく定員管理を厳格に行うことも目的として設けた入試のため専願としている。しかし、一般選抜入試の時期に「小論文」対策が必要になることや、専願であるために併願希望者にとって出願し辛い面もあったことから、2022年度・2023年度入試においては出願がなく、2024年度入試では「前期B方式（共通テストプラス）・後期B方式（共通テストプラス）」の廃止を決定した。 これ以外の一般選抜入試では、学力の３要素のうち「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を測る方法として大学入学共通テストを利用することとした。具体的には、大学入学共通テストのみで評価する「単独方式」、大学入学共通テストに本学独自の個別学力試験を加えた「前期Ａ方式（共通テストプラス）」、大学入学共通テストを加えず本学独自の個別学力試験のみで評価する「前期A方式・前期短大A方式・後期A方式・後期短大B方式」を設定した。「前期Ａ方式（共通テストプラス）・前期A方式・後期A方式」は、2021年度入試までは大学志願者専用の入試だったが、大学と短期大学部の併願希望もいることから、受験生の負担がないように、同一試験問題で受験でき併願を可能とした入試を2022年度入試より導入した。 「総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜入試」以外にも、従来より外国学校修了者入試、社会人入試を設けており、「志望理由書・面接・小論文」を通して学力の三要素を総合的に評価している。2023年度入試まで１期のみの設定だったが、受験機会の確保の観点から、2024年度入試では10月と３月の２期にわたって実施することを決定した。また、経済的事情や、できるだけ早く日本で就職したいと希望する外国人留学生向けに、2023年度入試より外国人留学生入試を導入した。この入試の「学校推薦型選抜入試」も「志望理由書・面接・小論文」を通して学力の三要素を総合的に評価するものであり、「一般選抜入試」では「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を評価するものである。 新たな入試制度を導入し３年経過したが、結果が伴わず、入学定員の欠員を深刻な問題と捉えている。収容定員に基づいた在学学生数の管理上での問題については、これまでにも学科会議や運営会議等で様々な検証と対策がなされてきた。しかしながら、18歳人口の減少や４年制大学志向などから、今後も短大志願者の減少は加速することが考えられ、最終的に理事会において、2024年度入学生の受け入れを最後に、2025年度以降の学生募集停止を決定した。なお、学科での適切性の点検結果や大学を含めた全学レベルでの評価については、在学生が卒業するまで継続していく。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
第６章　教員・教員組織					
	6.1.現状説明				
	6.1.1. 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科･専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。				
		評価の視点１：短期大学として求める教員像の設定 ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	求める教員像及び教員組織の編成方針は以下のとおりである。 （大学・短期大学部） 福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部では、学則に定める理念・目的を達成するために「求める教員像」「教員組織の編成方針」を以下のように定める。 （求める教員像） ・本学の理念・目的・教育目標を十分に理解し、協力できる者 ・本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者 ・教授、准教授、講師、助教、助手それぞれに必要な研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者 ・学生支援に対し進んで貢献する熱意があり、それを体現できる者 ・研究成果を社会に還元し、地域貢献に積極的に取り組む者 ・本学の運営に協力的・主体的な行動ができる者 ・本学の教育・研究・大学運営等あらゆる活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者 （教員組織の編成方針） ・「短期大学設置基準」等関連法令に基づくとともに、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針などの各種方針を実現するために、教育研究上の専門領域等のバランスを考慮し、必要な教員を配置する。 ・教員間で連携し組織的に教育・研究を行うために、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担する。 ・広く人材を求め、年齢・性別構成に配慮する。 ・教員の募集、任用、昇任等にあたっては、本学の諸規則および方針に基づき、公正かつ適切に行う。 ・組織的かつ多面的なＦＤ・ＳＤ活動を行って、絶えず教員の資質向上を図る。	短期大学部として求める教員像の設定 ・各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等を確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示	短期大学部英語科の方針は、以下のとおりである。特に語学、文学、教育学に精通した教員がバランスよく配置されている。 （短期大学部英語科） 専門分野、教員配置 教育課程との整合性を重視しつつ、学科の専門領域における優れた研究業績と深い英文学と英語学の素養を兼ね備えた教員を任用し、配置する。短期大学部英語科教員に求められるのは、英文学、米文学、英語学、英語教育といった各専門領域における確かな専門的知識であると同時に、これら諸領域にわたる広い学的関心と知識である。これは、建学の精神に基づく人格教育を基に、高い教養と実際的な専門知識を併せ持ち、神を畏れ、奉仕に生きる良き社会人を育成し、現代社会の要請に応え得る女性を育成するという短期大学部英語科の教育上の目標を達成するためである。 （教育課程や学科運営における教員の役割分担） 専門的研究領域と教育実績に基づいて教育課程の責務を分担する。また、専門知識及び学科運営の経験と実績に応じて学科運営の役割を分担する。 （教員構成） 教育研究や学部・学科運営における適切な教員の役割分担を可能にするため、広く人材を求める。また、同様の理由から、年齢・性別校正が偏ることのないよう配慮する。 （教員の資質向上） 教職員同僚との協働能力、学生との積極的な関わりの姿勢、学生の教育研究指導能力に重点を置いて教員の資質向上を図る。また、これらの能力、資質を向上させるためのものとしてFD・SD活動を位置づける。	評価の視点２：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示について確認し、点検した。	継続していく。
	6.1.2.教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。				
		評価の視点１：短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員・専任教員数	専任教員は5名である。	短期大学部全体及び学科・専攻科等ごとの基幹教員・専任教員数について確認し、点検した。	基準教員数に満たないが、2025年募集停止を見据えながら調整をする。
		評価の視点２：適切な教員組織編制のための措置			
		・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性	主要授業科目の担当状況は、短期大学部の必修科目、選択必修科目において専任担当率が８割程度と高くなっており、また、英語のスキル科目において、特にスピーキングにおいては、外国人教員を100%配置している。以上の割合が示すように、文学や英語学、音声学といった英語の専門に即した科目には専任教員を配置し、スピーキングなどのスキルを求めるものには外国人を配置するなど、学位課程の目的のために教員組織編成に関する方針に沿って、適切に教員配置がなされている。	教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性について確認し、点検した。	継続していく。
		・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）	主要授業科目の担当状況は、短期大学部の必修科目、選択必修科目において専任担当率が８割程度と高くなっており、また、英語のスキル科目において、特にスピーキングにおいては、外国人教員を100%配置している。以上の割合が示すように、文学や英語学、音声学といった英語の専門に即した科目には専任教員を配置し、スピーキングなどのスキルを求めるものには外国人を配置するなど、学位課程の目的のために適切に教員配置がなされている。	教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）について確認し、点検した。	継続していく。
		・短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置 （・国際性、男女比・専門職短期大学及び専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む））	男女比、国際性に関しては、学科の特性上、約４割を外国人教員が占め、女性も４割を占める。専任教員年齢構成は、やや偏りが見られるが特に大きな問題とはなっていない。	短期大学士課程及び専攻科課程の目的に即した教員配置について確認し、点検した。	継続していく。
		・教員の授業担当負担への適切な配慮	教員の授業担当負担は、これまで週に60分２回の授業構成で行ってきたものを2022年度より大学に合わせて90分１コマの体制に変更したことで、2023年度は２本のカリキュラムが同時進行している状況となっているが、90分担当負担に関しては、おおむね妥当な範囲で推移している。	教員の授業担当負担への適切な配慮について確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
	・複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性	一人当たりの年間のコマ数基準をおおむね満たしており適切に運用されている。	複数学科等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性について、確認し、点検した。	継続していく。
	・他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性	他短期大学・企業等を兼務する基幹教員はいない。	他短期大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性について確認し、点検した。	
	・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携	教員と職員の役割についてであるが、教員はそれぞれ各種委員会の委員を担っている。その委員を通して関係部署と連携を図り、学生の指導に当たっている。教育に携わる教員と事務的なサポートを行う職員とで連携しながら、学生に満足のいく充実した教育環境を提供している。	教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携について確認し、点検した。	継続していく。
	・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮	特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成が保たれている。	特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点３：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）	短期大学部では指導補助員は活用していない。	指導補助者を活用する場合の適切性について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点４：教養教育の運営体制	教養教育の運営体制であるが、2023年度入学生より学科が提供する教養選択科目と大学の基盤教育科目を合わせた教養科目が提供されている。2022年度においては、短期大学部が科目内容に合わせて非常勤講師を採用し、運営、提供されていた。しかしながら、コロナ禍による大学編入への希望者の増加、在籍者減少によって短期大学部単独での科目提供が難しくなったため、大学の基盤教育（教養教育）の力を借りて、上限10単位を定めて、学生に履修を促す体制を2023年度より整えている。それにより体育を含めた幅広い教養科目の提供が可能になっている。	教養教育の運営体制について確認し、点検した。	継続していく。
6.1.3.教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。				
	評価の視点１：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備	教員の募集、採用については「教職員採用に関する内規」、「大学・短期大学部人事委員会規程」、「大学・短期大学部教員採用に関する内規」、「短期大学部教員選考基準」、「短期大学部教員選考基準実施要領」に基づき、昇任については「大学・短期大学部教員昇任等に関する内規」に基づき適切に運用している。	教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施	採用の手続きは、学科会議で必要な採用人事案を検討し、学部長に提出する。学部長は、それらを大学・短期大学部人事委員会(学長、学部長、研究科長、事務部長、学長室長、他)に提出し審議する。審議結果を学長が常任理事会（理事長、院長、学校長、事務局長、他)に提出し審議する。承認された場合、学部長は候補者の選考を行うために教授会を開き、選考委員会を組織する。委員会は選考基準及び同実施要領に基づいて複数の候補者を決定する。選考結果が教授会にはかられ、その承認を得て学長を通して院長に報告し、第１次選考が終わる。次いで、院長が責任者となる第２次選考が行われ最終決定となる。昇任は、学科長が当該学科の教員(昇任予定の職位以上の者)と協議し、昇任候補者を学部長に申し出る。学部長は教授会を開き、選考委員会を組織する。委員会は選考基準及び実施要領に基づいてこれを審査する。学部長は委員会の報告に基づいて教授会にはかり、可とされたものは、学長を通して院長の承認を得る。	規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施について確認し、点検した。	継続していく。
6.1.4.ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。				
	評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業評価	学生による授業評価をWEB方式で、前後期１回ずつ実施した。短期大学部実施の「学生による授業評価」については、評価を受けた教員から学生へのフィードバック文書は短期大学部ホームページに、経年比較可能な短期大学部平均値は短期大学部ホームページに掲載している。	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業評価について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業公開	授業公開についても、例年どおり前後期１回ずつ実施した。全学内教員が指定された４週間内で必ず１コマ公開(複数公開も可)し、全学内教員が必ず１コマ以上を参観(事務職員は任意)する。公開授業参加後は、「参観授業への感想」を提出し、それを授業担当者が授業改善の検討材料として利用する。これらの公開授業については、個人で参加するもの以外に、学科においても、一斉に参観を行う授業を選んでFD活動を行っている。学科の教員が参観した授業については、学科会議で話し合いを行い、今後の教育に活かせるよう建設的な意見交換を行う。その報告書が運営会議に提出される。	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：授業公開について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：その他	運営会議では、教員向け研修会も年に１回行っている。2023年度は、オンラインを活用した授業形態の導入による教育の充実を目指す取り組みへの理解を深めるため、７月に「オンライン授業導入にあたっての基礎知識」と題して、教務部長の講演が行われた。対面と遠隔の同時配信方式で行われ、当日、どちらも参加できなかった教員は、後日オンデマンド視聴も可能であった。	ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施：その他について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用	学科の教員が参観した授業については、学科会議で話し合いを行い、今後の教育に活かせるよう建設的な意見交換を行う。その報告書が運営会議に提出される。	教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点３：指導補助者に対する研修の実施	短期大学部では指導補助員は活用していない。	指導補助者に対する研修の実施について確認し、点検した。	継続していく。
6.1.5.併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。				
	評価の視点１：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性	短期大学部学は、併設大学である福岡女学院大学と同じ敷地内にあるため、学生、教職員が使用する教室や施設は共同で使用している。また、教員が受ける研修は教員修養会やFD研修会などがあるが、本学と併設大学と共同で行っている。 会議については委員会及び連合教授会を併設大学と合同で開催しており、現状や課題などを共有できている。そのため、人事交流は十分であると考える。	短期大学部と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：併設大学における兼務の状況	2023年度は１名の教員が併設大学の授業を担当した。一方で、併設大学の教員が2023年度は１名の短期大学部の授業を担当した。	併設大学における兼務の状況について確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	毎年３月に開催される大学・短期大学部人事委員会で、教員数と各教員の定年までの年数を確認し採用人事計画を立てている。その計画に基づいて、学科で話し合いが行われている。	切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について確認し、点検した。	2025年度を見据えながら調整を重ねる。
	評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	教員組織の適切性については、年に２回、質保証に関する自己点検の取り組みにおいて点検、評価を行っている。その結果において、課題点が見つかった場合には学科で改善・向上の取り組みについて話し合いを行っている。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	2025年度を見据えながら調整を重ねる。
第７章　学生支援				
7.1.現状説明				
7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示	本学の建学の理念を基本姿勢とし、福岡女学院大学と共通に掲げ、学生一人ひとりの修学支援が円滑にできるように、様々な支援を実施している。教育の特色として、「キリスト教主義教育」、「伝統と格式」、「英語教育」、「少人数教育」の４つの柱を掲げているが、学生支援としては、特に「少人数教育」に関連する一人ひとりを大切にする親身な学生支援が重要である。この少人数教育の中心となるアドバイザー制度は、学生と教員との人間的な触れ合いを支え、授業科目の密接な連携によって、学生の学問的関心を刺激すると同時に、人間的成長をも促していくことを示している。また、キャリアセンターは特に下記進路就職支援の方針に則った支援をおこなっている。 １．学生が生涯に渡り成長しキャリアを発展させることができるよう、必要な能力を教育 及び 学生生活を通じて培う制度と体制を整備する。 ２．学生が進路選択に必要なガイダンスや相談を受けられるよう、支援体制を強化する。	短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示について確認し、点検した。	本学の建学の理念を基本姿勢とし、学生一人ひとりの修学支援が円滑にできるように、様々な支援を継続する。教育の特色として、「キリスト教主義教育」、「伝統と格式」、「英語教育」、「少人数教育」の４つの柱を掲げているが、学生支援としては、特に「少人数教育」に関連する一人ひとりを大切にする親身な学生支援が重要である。この少人数教育の中心となるアドバイザー制度は、学生と教員との人間的な触れ合いを支え、授業科目の密接な連携によって、学生の学問的関心を刺激すると同時に、人間的成長をも促していくことを示している。また、キャリアセンターは特に左記進路就職支援の方針に則った支援を継続する。キャンパスライフに建学の精神や大学のヴィジョンなどの教育理念を掲載し、安心安全な学生生活支援の為、各種奨学金の掲示、周知案内も継続的に行う。
7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。				
	評価の視点１：学生支援体制の適切な整備	本学の建学の理念を基本姿勢とし、福岡女学院大学と共通に掲げ、学生一人ひとりの修学支援が円滑にできるように、様々な支援を実施している。教育の特色として、「キリスト教主義教育」、「伝統と格式」、「英語教育」、「少人数教育」の４つの柱を掲げているが、学生支援としては、特に「少人数教育」に関連する一人ひとりを大切にする親身な学生支援が重要である。この少人数教育の中心となるアドバイザー制度は、学生と教員との人間的な触れ合いを支え、授業科目の密接な連携によって、学生の学問的関心を刺激すると同時に、人間的成長をも促していくことを示している。本学の学生支援の在り方等の方針は、以下のとおりである。学生支援に関する方針は短期大学部ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。	学生支援体制の適切な整備について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：学生の修学に関する適切な支援の実施			
	・学生の能力に応じた補習教育、補充教育	学生の修学に関する適切な支援について、本学では、学生の出席状況確認を、WEBシステムを利用して状況の把握を行っている。科目担当教員は、WEB上で出席状況を登録する。この集計結果を、アドバイザーが随時確認し、学生指導することが可能となり、留年・休学・退学等への対処に効力を発揮している。補習・補充教育に関する支援は短期大学部全体としては実施していないが、この出席状況確認を中心に、必要に応じてアドバイザーが個別に学習方法の相談を受けたり、指導したりしている。 また、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援、オンライン教育を行う場合における学生への配慮等については、24時間365日受付可能な問合せフォームを備えた「ICTサポートサイト〈学生向け〉」および「情報教育センターサイト」を通じて学生支援を行っている。 成績不振の学生については、この学生動向調査を中心に、必要に応じてアドバイザーが個別に学習方法の相談を受けたり、指導したりしている。 休学・退学の相談については、普段から親身な支援をしているアドバイザーが主たる担当者となりきめ細かな対応をすると同時に、学生部・学生課と連携して対処している。具体的にはアドバイザーが繰り返し面談し、必要に応じて保証人も交え相談に乗っている。留年生及び休・退学者の状況については、学生部・学生課が中心となって教学全体で情報を把握している。留年生への対処は、主にアドバイザーが行う。個別面接等によって相談に乗り、学生それぞれに合った履修指導を行っている。 障がい学生の支援は、入学前は受験生の申し出により、現状説明するとともに入学後の対応について相談に乗っている。また、入学後、障がい学生の修学支援（合理的配慮）を申請する学生については、学生心理相談室と保健室が障がい種別に応じて対応を行い、事前相談、申請、受理面接、配慮文の作成、学期中のモニタリング、関係者との連携を行っている。そして、これらの関係部局は定期的に情報交換を行い、支援体制の見直しを行っている。さらに、学内のバリアフリー化を進め、障がいのある学生への修学環境充実を促進させてきている。なお、2022年度までに行った合理的配慮義務化に向けた体制整備として、「１．短期大学部として公式な会議で配慮に関する決定を行うために、承認作業を業務会議から学生部委員会に移管する」、「２．短期大学部として障がい学生支援の部署を明確化するために、学生心理相談室の規程制定」、「３.障がい学生支援に特化したリーフレットを作成及びHPでの情報公開」、以上の３点を行った。 短期大学部を対象とした奨学金関係の経済的支援措置は、日本学生支援機構奨学金を中心に地方公共団体及び民間団体の様々な奨学金を加え、入学前及び入学後、学生課を中心に、積極的かつ親身に対応を行っている。また、成績優秀学生については「成績優秀者特待生制度」により一般入学試験(前期日程)、指定校推薦入学試験、大学共通テスト利用入学試験(Ⅰ期)の成績上位者から各学科１名以内を選抜し１年間、授業料相当額を給付している。 なお、在学生(２年生)については、前年度の成績上位者のうち１～２名を選抜し１年間、授業料相当額の２分の１を給付している。 また、経済的に困窮している学生に対し、独自の奨学金制度として「修学支援奨学金」、「家計急変支援奨学金」を設けており学生の学業継続を支援している。それらを含めた、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、年間合計16件、学生掲示を実施した。 留学生への支援に対しては、主に地域・国際交流センターが担当し、留学生がスムーズに大学生活を送れるよう様々な支援を行っている。 2023年度には、テネシー大学マーティン校との交換留学を再開し、５月に受け入れた留学生は短期大学部学生と共に２週間を向山寮で生活し、短期大学部教員監督の元、文化交流、ホームステイ、短期大学部授業などに参加した。短期大学部からはエッセイ等で選抜された２名が20万円の支援金を得て渡米し、テネシー大学の正規授業に参加しながら、日本語を教える事やJapan Dayで日本文化を紹介した。 これらの活動を含め、海外留学、外国人留学生との交流等、国際交流に関する支援に関しては、短期大学部ホームページで周知している。	学生の修学に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	継続していく。
	・正課外教育			
	・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対、その他学習支援			
	・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）			
	・留学生等の多様な学生に対する修学支援			
	・障がいのある学生に対する修学支援			
	・成績不振の学生の状況把握と指導			
	・留年者及び休学者の状況把握と対応			
	・退学希望者の状況把握と対応			
	・奨学金その他の経済的支援の整備			

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
		・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供	学生支援に関する方針は上記内容を含めてホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。日本学生支援機構による経済対策支援事業の採択により、95万円分の物品の支給をしたことや、フードバンク福岡と提携し食料品の無償配布したことにより困窮学生への支援ができた。	学生支援に関する方針は、ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。日本学生支援機構による経済対策支援事業の採択により、95万円分の物品の支給をしたことや、フードバンク福岡と提携し食料品の無償配布したことにより困窮学生への支援ができたことを確認し、点検した。	学生支援に関する方針は、ホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。フードバンク福岡と提携し食料品の無償配布を後期も実施し、経済的に困窮している学生の支援を次年度も継続的に行う。
		評価の視点３：学生の生活に関する適切な支援の実施			
		・学生の相談に応じる体制の整備	心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は、保健室及び学生心理相談室を中心に以下の対応を行っている。 保健室は、看護師(保健師)２名及び非常勤学校医を配置して、定期健康診断・応急処置・健康相談・学生教育研究災害傷害保険申請等の業務を行っている。定期健康診断は全学生を対象に毎年度実施し、例年受診率は９割前後を確保している。健康診断の有所見者には精密検査、保健指導を行い、健康の保持・増進を支援している。また、学内のトイレに石鹸液を、校舎出入り口に手指消毒薬を設置して集団感染予防対応をしている。 学生心理相談室は、常勤の契約教員が２名勤務し、週５日７時間体制で開室している。非常勤学校医(精神科医)とも連携を深め、年に３回の定期学内相談も実施している。個人面談に加え、気軽に立ち寄れるランチアワーやグループ活動を実施するとともに、修学支援も含めた学生同士のサポートシステムであるピアサポート活動も行っている。学生向けの広報活動としては、毎年新年度に在学生、新入生のオリエンテーションを実施している。学生心理相談室リーフレットや障がい学生支援に関するリーフレットを作成、配付して啓蒙も行っている。さらに、学生心理相談室では、部屋に空きがある場合には休憩場所として提供しており、多くの学生の居場所となっている。 学生の心身の健康保持・増進についても安心して学修に専念できるように、アドバイザー、学生部委員会、学生課、保健室、学生心理相談室等が連携し、多様化する学生一人ひとりが抱える課題を受け止め、適切な対応を行うようにしている。これまでは毎月１回学生相談業務会議を開催し、学生支援に関する情報共有や必要事項の検討、障がい学生への合理的配慮の承認作業を行ってきたが、合理的配慮義務化に向けた体制整備の必要性から、2023年度より業務会議を閉じ、上位会議である学生部委員会に作業を移管、また、学生支援に関する連携会議という位置づけで、必要に応じて部局の垣根を越えて情報共有の場を持つようにしている。 セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等のハラスメント防止のための措置として、福岡女学院大学・短期大学部ハラスメント対策委員会が中心となり、学院全体として防止対策に取り組んでいる。主な活動として、(１)教職員対象の研修会の開催(２)教職員及び学生対象パンフレットの配付(３)教職員及び学生対象の実態調査の実施、などが挙げられる。幸い深刻なハラスメントは発生していないが、必要に応じて教職員に対して注意喚起の文書を配付することにより、防止・啓発を行っている。学生に対しては「CAMPUS LIFE」に、「ハラスメント防止対策」を記載し周知を図っている。	学生の生活に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	継続していく。
		・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備			
		・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮			
		・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）	本学では、学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするた めに課外活動を重視している。課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によ って運営されている。学友会は学友会総務委員会がクラブ(体育系:12 文化系:18)・同好会(1)、特別委員会(大学祭実行委員会等)、代議委員会等を統括し、教員による学生部委員会及び事務組織である学生課の支援と助言を受けながら自主的に活動を行っている。学友会総務委員会と学長が年に1回ないし2回程度意見交換をする場を設け学生からのニーズを詳細に把握している。また、各学生団体の活動費は主に学友会費であるが、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行っており、それに関わる費用援助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の支援 を行っている。これらの学友会活動に関しては、学友会冊子や大学ホームページに明示している。	本学では、学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするた めに課外活動を重視している。課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によ って運営されている。学友会は学友会総務委員会がクラブ(体育系:12 文化系:18)・同好会(1)、特別委員会(大学祭実行委員会等)、代議委員会等を統括し、教員による学生部委員会及び事務組織である学生課の支援と助言を受けながら自主的に活動を行っている。学友会総務委員会と学長が年に1回ないし2回程度意見交換をする場を設け学生からのニーズを詳細に把握している。また、各学生団体の活動費は主に学友会費であるが、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行っており、それに関わる費用援助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の支援 を行っている。これらの学友会活動に関しては、学友会冊子や大学ホームページに明示していることを確認し、点検した。	本学では、学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするた めに課外活動を重視している。課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によ って運営されている。学友会は学友会総務委員会がクラブ(体育系:12 文化系:18)・同好会(1)、特別委員会(大学祭実行委員会等)、代議委員会等を統括し、教員による学生部委員会及び事務組織である学生課の支援と助言を受けながら自主的に活動を行っている。学友会総務委員会と学長が年に1回ないし2回程度意見交換をする場を設け学生からのニーズを詳細に把握している。また、各学生団体の活動費は主に学友会費であるが、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行っており、それに関わる費用援助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の支援 を行っている。これらの学友会活動に関しては、学友会冊子や大学ホームページに明示している。各種イベントの開催にあたり参加者が増加するように事前に周知宣伝を強化する。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
	評価の視点４：学生の進路に関する適切な支援の実施			
	・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備	学生の進路に関する適切な支援を実施するために本学ではキャリアセンターを設置している。キャリアセンターでは、本学学生が、生涯にわたり、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力並びに意欲を、教育課程及び厚生補導を通じて培い、適切な進路選択ができるよう、キャリアセンター運営委員会を中心に、キャリアセンター事務室職員、キャリアセンターアドバイザーミーティングによる学外アドバイザーからの提言など多面的視点から実施、検証を繰り返しながら、様々な支援をおこなっている。これら進路就職支援については、キャリアセンター運営委員会において規程を用いた設置の目的や支援方針の確認、前年度の進路就職状況（結果）、及び、就職支援プログラム計画等の報告と意見交換を実施する。また、正課キャリア科目やインターンシップについても学生の履修・参加状況の報告と意見交換をおこなって、毎年適切性を担保している。支援が必要な学生については、以下の部署等と希望や状況に応じて有機的連携をとりながら、学生個々の希望や適性に応じた適切な支援をおこなっている。 ・【学生心理相談室】合理的配慮または社会的もしくは環境的な配慮が必要な学生 ・【地域・国際交流センター】留学やワーキングホリデー志望、課外の資格・免許等取得希望学生 ・【クラスアドバイザー教員】通常の就職希望、進学希望学生全般 　キャリアセンターが開講責任部署である正課科目「Internship」では、一般社団法人九州インターンシップ推進協議会を通じたインターンシップへの取り組みが単位化され、学生に就業体験の機会を提供し続けている。2023年度夏季は、エントリー学生はいたものの企業とマッチングしなかったため結果的に参加出来た学生はいなかった。 　短期大学部で開講する正課科目では１年次に「Career Design」を開講しており、通常の担当教員による講義に加えて、内定している２年次の先輩学生、社会で活躍する卒業生をキャリアセンターが人選やアサインを支援したゲストスピーカーを招いてディスカッションをおこなうなど、キャリア観、職業観を養っている。 　また、キャリアセンター事務室では、就職活動に必要な心構えや基本的対策や手順、就職を見据えた学生生活の過ごし方を紹介する「進路就職オリエンテーション」、就職活動に必要な情報収集法、コミュニケーション能力向上、自己分析からの客観的職業 選択、企業研究や就職サイトの活用法、エントリーシートや履歴書の書き方、筆記試験・面接対策、社会人としてのマナー講座などの「就職支援プログラム」、企業の採用担当者を招いての「学内企業説明会」の開催、１年生対象の全員必須個人面談、就職・進学活動支援のための模擬面接、書類添削指導、本学オリジナル就活ハンドブック・筆記試験対策問題集の１年生全員対象無料配布を実施している他、閉室時でもPCやスマートフォンで学生が独りで面接練習が可能なAI面接システムを導入し、進路決定を支援している。 特に、昨今は企業等の採用活動も早期化しており、短期大学部は入学から就職活動、進学準備までの期間も短いため、あくまでも高校での学修に支障がないよう配慮しつつ、入学後のキャリア形成の意識づけに、専願入試で合格した入学予定者には合否結果郵送時に、短期大学部生の就活スケジュールや業界研究リーフレット、新入生オリエンテーション時に配布する就活支援ブックを同封している。	学生の進路に関する適切な支援の実施について確認し、点検した。	継続していく。
	・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施			
	評価の視点５：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施	本学では、学生が大学生活をより豊かなものにし、人間形成上貴重な体験の場とするために課外活動を重視している。課外活動は、学生団体組織「福岡女学院大学学友会」によって運営されている。学友会は学友会総務委員会がクラブ(体育系:12 文化系:18)・同好会（１）、特別委員会(大学祭実行委員会等)、代議委員会等を統括し、教員による学生部委員会及び事務組織である学生課の支援と助言を受け、自主的に活動を行っている。学友会総務委員会と学長が年に１回ないし２回程度意見交換をする場を設け、学生からのニーズを詳細に把握している。また、各学生団体の活動費は主に学友会費であるが、規約に定められた活動に該当する場合は後援会費からも援助を行っている。外部コーチ招聘も積極的に行っており、それに関わる費用補助も含まれている。九州地区大学体育大会については交通費、宿泊費等に関して100%の補助を行っている。これらの学友会活動に関しては、学友会冊子や短期大学部ホームページに明示している。	学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施について確認し、点検した。	活動再開による通常活動に必要な予算を確保する。 クラブ部員や葡萄祭（学祭）への参加者が年々減少傾向であることが課題である。
	評価の視点６：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施	学生の自主的で自由な発想による独自の企画を支援する「チャレンジ助成金」を実施している。また、日本学生支援機構による物価高に対する経済対策支援事業に申請し採択され、日用品等を支給した。加えて、特定非営利活動法人フードバンク福岡と合意書を交わし、無償で食料品や日用品の配布を実施した。 学生から昼食時の食堂やカフェの混雑解消を要望する意見が多いことに対して、後援会特別活動援助費を活用して椅子やテーブルを追加購入し、混雑解消に努めた。	その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施について確認し、点検した。	継続していく。
7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	学生部委員会が中心となり、学生支援の適切性について点検・評価を行っている。ここ数年では特に、学生動向調査、チャレンジ助成金、就職支援プログラム、キャリア支援の効果と課題が指摘されている。学生動向調査は、WEBシステムを利用した出席状況の把握であるが、この集計結果をもとにアドバイザーが修学に関する指導を行う。これに加えて、多くの学科では、毎月の学科会議で学生動向、学生情報共有の時間を設けてきており、修学に苦労している学生の留年・休学・退学等への対処に効力を発揮している。チャレンジ助成金は、学生の自主的且つ自由な発想による独自の企画を支援する制度であり、学生部委員会で審査・認定している。学生の自主的な活動に対する継続的な支援を今後も行う。学生の心身の健康保持・増進については、各部署との連携会議や学生部委員会において、情報共有や問題点協議などを行い、点検・評価、改善につなげている。 学生の進路・就職に関する支援は、キャリアセンター運営委員会が中心となり、キャリアセンター職員、キャリアセンター運営委員会が点検・評価作業 の中心となる。2023年度は、キャリアセンター運営委員会及びキャリアセンターアドバイザーミーティングを各２回開催して、各方針や取り組みに対する意見聴取等を行い、点検・評価、改善の取り組みへとつなげている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、改善・向上について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	学生支援に関する取り組みや内容、その適切性については、学生部委員会にて審議している。	学生支援に関する取り組みや内容、その適切性については、学生部委員会にて審議していることを確認し、点検した。	学生支援に関する取り組みや内容、その適切性については、学生部委員会にて審議している。以上を継続して行く。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
第８章　教育研究等環境				
8.1.現状説明				
8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	教育研究等環境に関する方針については、本学の理念・目的を達成する為、教育研究等環境を整え、学生の学修や教員の教育研究活動を快適なものとするため、教育研究等環境に関する方針を2021年２月に策定した。「施設・設備全体」、「ＩＣＴ」、「図書館」、「研究活動支援」の４項目を方針として挙げている。以下の通りである。（教育研究等環境に関する方針） １．施設・設備全体 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、キャンパス・マスタープランに基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理を計画的に行う。管理するにあたっては安全性、利便性及び衛生面を考慮し、大学として適切な環境整備を行う。 ２．ＩＣＴ(Information and Communication Technology)環境 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、学内のICT環境の整備に努める。整備にあたっては、技術革新の進展に応じたものとなるよう十分な検討を行い、計画的に行う。 ３．図書館 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、幅広い図書・雑誌などを計画的に集積する。 ４．研究活動支援 研究活動を支援するために、学外資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行う。 研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「福岡女学院大学･短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針」や研究倫理規程に則り適切に運営を行う。 なお、短期大学部ホームページに公開し、随時閲覧できるようになっている。	短期大学部の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示について確認し、点検した。	継続していく。
8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。				
	評価の視点１：施設・設備等の整備及び管理			
	・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保	本学は、福岡市曰佐の地に、56,139.20㎡の校地の上に29,852.00㎡の校舎と図書館・体育館・学生寮・運動場などを整えており、短期大学設置基準に定められた基準を十分満たしている。 また、教育研究等環境に関する方針に沿って行っており、学生の学びや教育研究活動の環境を整えている。 ２Gbps(学術情報ネットワークSINET)によるインフラ環境を土台とし、学生の学習環境として、PCルーム ４室(216台)、CALL教室(120台)、コンテンツ制作系実習室(30台)、タブレット型アクティブ・ラーニング教室(40台)を125周年記念館３Fの情報フロアに集約設置している。 PCルーム・CALL教室の端末はネットブートシステムにより集中管理しており、学内を集中管理しているウィルス対策システムおよび侵入検知機能を備えたファイアウォール機器と合わせて情報セキュリティの確保を実現している。同フロアには、学生証ICカードを用いてどこからでも印刷物を取り出すことのできる「オンデマンドプリントシステム」を導入し、省エネ・コスト削減等に寄与している。なお、「オンデマンドプリントシステム」はタッチパネル方式となっており、いくつかのパネルについては低く設置することにより車いすの学生にも扱いやすいよう配慮している。 また、PCルーム・CALL教室の全端末に抗菌仕様のキーボードを備え、衛生面にも配慮している。キャンパス内の無線LAN環境については順次拡張を行っており、敷地内ほぼ全エリアをカバーしている。学生の自主学習促進のための環境整備としては、LMS(学習管理システム：Learning Management System)を活用している。	ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保について確認し、点検した。	継続していく。
	・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保	本学全般の施設・設備については、法人本部施設課が主に管理し、建築基準法第12条に基づき、建物については、３年に１度、電気設備や消防設備については毎年定期検査を実施している。施設のネットワーク環境については、メディア情報課が管理し、教室の機器については、教務課が管理しており、教員の学生の学習や教員の研究活動を快適に行えるように対応している。 本学では、衛生委員会において、学院全体で、取り組んでおり、月１回開催し、安全及び衛生の確保について審議され、適切な運営を行っている。	施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保について確認し、点検した。	継続していく。
	・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備	バリアフリーに関しては、５号館(３階建て、２・３階は研究室のみ)にエレベーターがない以外は整備されている。また、多目的トイレは４号館、百周年記念館など、計15箇所配置している。以前より学友会から学生部長への意見書及び卒業年次生アンケートの分析の結果、カフェラウンジでは昼食時の混雑解消のため、座席数増加の要望が多くあり、学生部委員会にて協議検討の上、2023年度にカフェラウンジ前の池周りにベンチを16基設置した。 本学は、福岡市内にあり、広大な面積を有しており、自然が豊かで落ち着いた学生生活が出来る環境である。キャンパス内には、食堂（700席）やカフェラウンジ（200席）設けている。カフェラウンジは、学生が自主学習を行ったり、友人と語らいの場を持ったりする事が出来る環境である。また、カフェラウンジ側には売店を設置しており、学生生活に必要な品物や授業時に使用する教材や文具等を販売している。	バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備について確認し、点検した。	継続していく。
	・学生の自主的な学習を促進するための環境整備	学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、125周年記念館にラーニング・コモンズ、図書館に学習室を置いている。ラーニング・コモンズについては、キャリアセンターが管理し、産学官連携活動を中心に、事前事後学習・グループコミュニケーションの場として利用が可能である。English Loungeは、ボランティア学生で運営する日本語厳禁の施設であり、会話を楽しみながら、英語力を身につけることができ、ネイティブスピーカーの教員や留学生、会話力のスキルアップを目指す学生が集っている。	学生の自主的な学習を促進するための環境整備について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み	教職員は、「福岡女学院個人情報保護規程」に基づき、学校法人福岡女学院が所有し管理する個人情報について保障する義務と責任、情報の適正な収集、利用、管理及び保存、個人の権利・利益及びプライバシーを保護することを求められている。 「福岡女学院情報セキュリティ規程」も策定されており、「情報セキュリティ対策委員会」が情報資産を適切に保護・管理するために必要な対策を講じている。学生については、新入生オリエンテーション時に注意喚起を行い、同時に「情報リテラシーハンドブック」を配布する。情報関連の授業や、研究倫理の学習において、個人情報保護についても学んでいる。	教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組みについて確認し、点検した。	継続していく。

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。				
	評価の視点１：図書資料の整備と図書利用環境の整備			
	・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備	本学図書館では「福岡女学院大学図書館資料収集方針」「福岡女学院大学図書館資料収集に関する申合せ」に基づき、大学・短期大学部・大学院での教育研究上必要な資料を体系的に整備している。2023年３月31日時点での図書の蔵書数は冊子体249,941冊、電子書籍885点、視聴覚資料8,381点、雑誌は冊子体が102タイトル、電子ジャーナルは25,213タイトルである。授業に関連のある資料は教員の名前ごとに指定図書コーナーに配架し、そのリストを、学内者を対象として短期大学部ホームページに公開、学生・教員がいつでも最新の情報を閲覧・入手できるようにしている。また、リストには所蔵及び電子リソースのURL情報も掲載し、学生が参考文献を入手しやすいように工夫を行っている。その他の資料についても、教員による選書をはじめ、学生からの購入希望を積極的に取り入れることで教育研究に必要な資料を供している。なお、本学の図書館は併設大学と共用であるが、全学部・学科に関連する分野の蔵書をバランスよく所蔵することで短期大学部の学生の利用に支障がないようにしている。また、本学図書館委員会の構成員は、併設大学の各学部から各１名、短期大学部から１名が選出されており、短期大学部を含めた全学部の意見や要望を反映しながら運用する体制を整えている。	図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備について確認し、点検した。	継続していく。
	・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応	学術情報へのアクセスをよりシームレスにするため、リンクリゾルバやディスカバリーサービスを構築、国立情報学研究所が提供するNACSIS-CAT/ILLや福岡県立図書館が提供する図書館情報Networkへ参加し、図書館に限らず、公共図書館とも積極的に資料の相互貸借を実施している。但し、他館の資料は図書館内での閲覧に限られることも多く、長期の借り受けができないことから学習や研究に必要な資料は基本的に古書を探して購入し、利用者の要望に応えるよう努めている。また、国立国会図書館デジタルコレクション図書館送信参加館で利用できるコンテンツも多くあるため、古書やデジコレでも入手できない資料や、必要な個所を複写するといった限定的な利用に供する資料をILL(図書館間相互貸借システム)で入手するようにしている。	国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備および、学術情報へのアクセスに関する対応について確認し、点検した。	継続していく。
	・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備	本学図書館は、福岡女学院創立100周年を記念し1989年に建てられた建物の１・２階(書架部分の一部は積層３階)に設置され、閲覧室などのサービススペースは 1,002㎡、座席数 360席、個室、学習室、ゼミ室、PCコーナー、視聴覚コーナーなどを備えている。 図書館内のネットワーク環境は、無線LAN設備によって学内LANにアクセスすることが可能であり、ノートPCや持ち込みのタブレット端末、スマートフォンなどを活用して学術情報システム検索やデジタル情報の利用ができるようになっている。 時間の経過とともに図書館の在り方にも多様性が求められるようになり、館内の一部を改修してアクティブ・ラーニングや視聴覚を使った学習ニーズに対応、また、学生がPC等の機器を自由に借り出して利用できるPCロッカーを導入した。貸出用PCは図書館内に限らず、学内での利用を可能としている。集中学習に対応するための個室は４ブース設置しているが、うち１室はCOVID-19により急増したオンライン面接等に対応するため2022年３月に導入した防音性を兼ね備えた個室型ワークブースである。 利用希望図書等で本学が所蔵していない資料は、原則として購入することにしているが、絶版等により購入できないものや文献複写については、ILLで対応している。本学の学生、院生、教員はWEB上の図書館ポータルサイトから随時申し込みが可能であり、図書館の開館時間に関係なく、必要な資料入手の手続きができる。 2022年度の大学学部生一人当たりの貸出冊数12.19冊、年間滞在回数20.8回に対し、短期大学部生は10.29冊、21.1回であり、貸出冊数は全大学生の平均4.57冊と比べて、2倍以上となっており、短期大学部生を含め多くの学生に活用されていることが確認できる。 開館時間は、授業開講期が平日 9:00-20:00、土曜 10:00-16:00、学生の長期休暇期間は平日9:00-17:00、土曜日10:00-16:00である。2023年度の開館予定日数は273日で、これは同規模私立大学の平均243日、全大学の平均253日と比べても適切な日数である。	学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	本学図書館の運営にあたる職員は、2023年８月末時点で専任職員２名、委託職員５名の計７名(うち６名が司書有資格者)で、開館時間に応じたシフト制を組み、サービスを提供している。「学術情報基盤実態調査令和４年度（2022年度）結果」（2021年度実績）によると、図書館の職員数は同規模私立大学の平均は９名（専任３名、非正規職員６名）で本学図書館は２名少ない状況である。しかし、レファレンス件数は、同規模私立大学の平均値486件に対し、本学図書館は607件と多く対応を行っている。	図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置について確認し、点検した。	継続していく。
8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。				
	評価の視点１：研究活動を促進させるための条件の整備			
	・短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示	既述の教育研究等環境に関する方針に、研究の推進を「４．研究活動支援」の以下の通り挙げている。また、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」の第２条に（研究の基本）とし以下の通り規定している。 １　研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力による研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。 ２　研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。 ３　研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。 研究活動を支援するために、学外資金獲得への支援や学内各種研究費制度の整備を行う。 研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「福岡女学院大学･短期大学部における公的研究費の不正防止への取組に関する指針」や研究倫理規程に則り適切に運営を行う。	短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示について確認し、点検した。	継続していく。
	・研究費の適切な支給	専任教員を対象とした本学支給の研究費には、以下のものがある。個人研究費は、大学・短期大学部研究費使用内規に則り使用できるものであり、専任教員が行う学術研究を助成する費用(学会及び研究調査出張旅費(参加費を含む)、機器備品(リース物件を含む)および維持管理費、図書費(視聴覚資料を含む)等)である。特別研究費は、大学・短期大学部特別研究費に関する規程に則り運用されており、国外における研究発表や個人の学術出版等の支援を目的とするものである。 専任教職員を対象とした本学院支給のものとして、学院活性化推進助成金が挙げられる。この助成金は、研究助成(科研奨励、研究会等補助)、教育活性化助成、地域(産官学)連携事業助成を目的としたものであり、学院活性化推進助成金取扱要領に則り、外部資金を調達できなかった場合の援助や、研究会の開催、教員以外の者も含めた協同研究への支援等、広範な促進に貢献している。本学の研修に関する助成金としては、大学・短期大学部教員長期研修規程の運用内規に則り、国内および国外での3ヶ月以上１年未満の研修を対象に日額研修費や交通費が支給されるものや、大学・短期大学部教員の短期海外研修助成金規程に則り、夏期休暇中に国外において行われる短期研修に適用されるものがある。	研究費の適切な支給について確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
		・外部資金獲得のための支援	外部資金獲得のために、担当職員が申請窓口となり、外部資金に関する情報を発信したり、資金獲得のための説明会を開催したりなどの支援をしている。 科研費申請支援講演会を学内で実施し、短期大学部教員は５名参加した。	外部資金獲得のための支援について確認し、点検した。	継続していく。
		・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等	教育研究上の必要性を踏まえ、専任教員研究室は、全室個室で一人1部屋確保されており、教育研究に専念できるよう配慮している。研究室面積は、１室約20㎡である。研究時間については、週１日の研究日が保障されている。	研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等について確認し、点検した。	継続していく。
		・教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制	本学では、教育研究活動を支援するための体制を、制度として設けておらず、専属のスタッフなども配置されてはいない。ただし、科学研究費の取得については、本部総務課が説明会を開き、研修会の案内をするなど、教員の科研費取得に向けての支援体制が設けられている。	教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制について確認し、点検した。	継続していく。
		・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制	ICTサポートサイト〈教職員向け〉を作成・公開、各種サポートマニュアルや問合せフォーム等を設置し、教員を技術面でサポートしている。	オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制について確認し、点検した。	継続していく。
	8.1.5.研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。				
		評価の視点１：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み			
		・規程の整備	研究倫理については、「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理規準」及び「福岡女学院大学・短期大学部「人を対象とする研究」倫理規準」を設けている。また、「福岡女学院大学・短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」が策定されており、不正の定義、違反への懲戒、内部告発への対応等が定められている。	研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備について確認し、点検した。	継続していく。
		・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施	「福岡女学院大学・短期大学部研究倫理委員会規程」により研究倫理委員会が置かれ、同委員会によって研究倫理教育が行われる。使用教材は日本学術振興会Eラーニング教材eL CoREであり、教員全員及び公的研究費の管理等に関わる事務職員が5年ごとに受講する。また、日本学術振興会テキスト「科学の健全な発展のために」を教員全員に配布する。 研究倫理委員会主催により、２年に１回の研修会が大学・短期大学部教員、大学院生、研究倫理業務に携わる職員を対象として開かれる。2023年9月に、関西大学化学生命工学部生命・生物工学科教授片倉啓雄氏による講演「科学者・教育者のための志向倫理－私たちのwell-beingのために－」及び研究倫理に関する懇談会を行った。短期大学部教員の出席者は7名（対面1名、オンライン6名）であり、欠席者はいなかった。	コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施について確認し、点検した。	継続していく。
		・研究倫理に関する学内審査機関の整備	究倫理委員会の小委員会として、研究倫理審査委員会が設置され、教員の学術研究の倫理審査にあたっている。 研究倫理や研究活動における不正防止に関する規程及び制度等を整備している。特に当該規程は共通フォルダーに格納し、いつでもだれでも確認できる。教員や学生を対象とした取り組みは、研究倫理委員会にて「研究倫理教育実施要領」を承認し、公的研究費不正防止計画推進室会議に報告している。公的研究費不正防止計画推進室会議では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「福岡女学院大学・短期大学部公的研究費の取り扱い及び不正行為等への対応に関する規程」に基づき、公的研究費の不正防止計画及びコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画を立て、それぞれ計画に沿って事務担当者が教職員に対して毎年度実施している。 監事とは、毎年度11月に意見交換会を行っている。学長及びコンプライアンス推進副責任者は、「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づいた内容から多岐にわたりヒアリングが実施された。意見交換会での内容については、理事長及び常任理事会に報告がなされ、公的研究費の管理は適正である旨合意が得られている。	研究倫理に関する学内審査機関の整備について確認し、点検した。	
	8.1.6.教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
		評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	教育研究環境の適切性については、各部署において、検討されている。 本学は、中学校・高等学校・幼稚園と同じ敷地にある。よって、建物の建築は本学の判断のみではできない。環境の整備には、多額の費用が必要となることが多いため、法人全体で検討されることになる。法人は、「福岡女学院施設マネジメント委員会」において、キャンパス・マスタープランを策定し、それに基づき整備を行っている。よって、このプラン策定時に、点検・評価を行い改善・向上を目指すことになる。現在のところ、全学内部質保証推進組織である運営会議においては、内部質保証シートを執筆する際に、教育研究等の適切性について点検・評価を行い、その結果、改善・向上に向けた取り組みを検討し、実行することとなる。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価および改善・向上について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上			
第９章　社会連携・社会貢献					
	9.1.現状説明				
	9.1.1.短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。				
		評価の視点１：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	第１章で記載したように、本学は学院聖句に基づき、短期大学部の理念・目的を指し示す言葉として、短期大学部のヴィジョンを定めており、「つながり」と「奉仕」がキーワードとなっている。それゆえ本学にとって、社会連携や社会貢献は理念・目的そのものとなっている。これを踏まえて、2019年９月に本学の社会連携・社会貢献事業を統括する組織として地域貢献センターを設置した。そして2022年度より既存の３つの組織（国際交流委員会・生涯学習センター・地域貢献センター）を統合し、新たに地域・国際交流センターを開設した。 福岡女学院大学・短期大学部 地域・国際交流センターは、「福岡女学院大学・短期大学部地域・国際交流センター規程」の第２条において記されているように、「福岡女学院創立の精神に則り、地域社会や学外機関との連携活動並びに国際交流活動を推進することで、本学の社会連携と地域貢献を活性化させるとともに、本学学生が国際的視野に立ち、主体性を持って学び続け、多様な人々とつながりを創出できるよう、また社会人が学び直しを通じて充実した生涯が実現できるよう、学内組織間の有機的な連携を図り、教職員が協働する全学的な地域・国際交流活動の研究、実施及び統括、学外関係機関との連絡調整を行う」ために開設された。社会連携、貢献に関する方針は以下のとおりである。 １．体制整備 地域・国際交流センターをプラットフォームとして、各学部・学科、各センター(キャリアセンター、臨床心理センター、教職支援センター)等と常に連動しながら、地域社会との連携体制を推進、強化する。 ２．生涯学習 本学の30年以上の地域への生涯学習の機会の提供実績を活かしたうえで、地域のニーズに合った市民 講座・リカレント教育講座及び学生が求める資格取得講座を充実させ、教育研究の成果を広く社会、地域に還元していく。 ３．地域交流 広く地域自治体、地元産業界等、地域の皆様からのニーズ収集の機会を数多く設ける形で地域交流を活性化し、本学の教育研究活動とマッチアップできる地域連携の企画等を積極的に行える体制を強化していく。	短期大学部の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示について確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
9.1.2社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。					
	評価の視点１：学外組織との適切な連携体制		学外組織との適切な連携体制を構築するために、2023年度地域・国際交流センター事業計画書に掲げる社会貢献・社会連携に関する方針に基づき、「地域連携推進に関する目標・計画」を策定し、地域との連携活動や市民講座などの生涯学習事業の活動や国際交流活動などに取り組んできた。 〇「地域連携推進に関する目標・計画」の概要 （１）本学と包括連携協定を締結している地域自治体、地域の事業所を中心とした各機関との持続可能な連携事業体制を構築していく。地域・国際交流センターを本学組織全体の地域・社会との連携窓口機関として位置づけ、本学の 教学機関と地域自治体、地域の事業所とを繋いていく役割(コーディネート機能)を担い、教育・研究の成果を広く社会に還元できるよう持続可能な体制の構築を行う。 （２）地域貢献活動を積極的に行うことができる環境の整備を図る。 （３）地域貢献に向けた各包括連携協定の内実化の推進 2022年度末で16を数える本学と地域(地域自治体、地域の事業所等)との各包括連携協定の内実化に努める。 （４）上記、（１）から（３）の取り組み毎の実施回数等の確認や、各種取り組みの総合的な成果に対する達成度を測るために、「【１】活動指標」と「【２】アウトカム指標」を設定する。 （地域交流、国際交流事業への参加） 福岡女学院大学短期大学部ならびに併設する福岡女学院大学は、合計で１６の協定または提携を結んできた（連携事業数内訳：自治体７、教育委員会３、産業界５、NPO法人１）。以下にこれら包括連携先との取り組みについて、[I]において包括連携先と短期大学部の活動を、[II]において短期大学部と併設大学が合同で取り組んできた活動を、そして[III]においてその他短期大学部独自の活動を、[IV]において短期大学部が実施してきた国際交流活動について記述する。 連携先名：春日市 実施内容：＜若者の主権者意識の醸成に関する連携＞ 2023年４月９日に福岡県議会議員一般選挙、春日市議会議員選挙・春日市長選挙の投票立会人（短期大学部１名参加）。 連携先名：鳥栖市教育委員会 実施内容：【学生ボランティア】2023年５月５日に「第９回室内楽の杜子どものための音楽祭2023」に参加し、Let’s Enjoy English のコーナーで英語を使った様々なアクティビティを行い地域の子供たちと交流を図った。教員１名と短期大学部２年生が２名、大学（短期大学部から編入）１名が参加した。 連携先名：那珂川市教育委員会 実施計画：【学生ボランティア】＜イングリッシュデイ＞2022年度に引き続き、2023年度も７月８日・９日に対面での開催が計画され、短期大学部生５名が参加予定であった。しかし、大雨警報により両日中止となった。 [II] 包括連携先との短期大学部と併設大学が合同で取り組んできた活動 連携先名：小郡市 実施内容：【学生ボランティア】＜学び場支援事業スタッフ＞ ①BBクラブ：小学校にて子どもたちの遊びと学びの見守りを行うボランティア ②チューター：中学生を対象に、定期考査前等に実施する自習の場にて学習指導や見守りを行うボランティアに学生７名が参加し、うち２名が短期大学部生であった。 [III] その他短期大学部独自の活動 （1）グレープカップコンテスト（Grape Cup Contest）英語暗唱大会の開催：このコンテストは国際社会における女性の活躍と英語教育振興を目的として、九州・山口地区の高等学校女子高校生を対象に、1974(昭和49)年度に福岡女学院大学短期大学部開学10周年を記念して福岡女学院大学短期大学部主催で開催を始めた英語暗唱コンテストである。2023年度は50周年記念大会として９月23日に開催した。九州各県から22校が参加した。なお、この50周年大会では、包括連携先である福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、那珂川市教育委員会から後援を得ている。 （２）チャリティーイベント:短期大学部が運営するEnglish Loungeにおいて、毎年、チャリティーアイスクリームセールを開催している。2023年度の売上9,000円は認定NPO法人カタリバ（認定特定非営利活動法人カタリバ）、10代の若者の社会貢献の場や機会の創出のため学習体験や交流の場などに取り組んでいる団体に寄付された。 (3)英語活動:2023年8月19日、大学の教職支援センター主催の「英語教育に関する研修会」に本学の教員と学生５名（うち短期大学部生３名）が参加した。 テーマは「小学校 外国語科・外国語活動の指導の具体化 ―授業アイデアを体験しよう―」で、講義とワークショップの２部構成で行われた。第１部では、世界各国で取り入れられている「多重知能理論（Theory of Multiple Intelligences= MI理論）」について講義を行い、それに基づいて第二部のワークショップでは数名のグループに分かれ、英語を使った紙芝居（Storybook）を作成した。近隣の小学校から12名の小学校教員の参加があった。 [IV]短期大学部における国際交流活動 （1）長崎外国語大学との連携協定を締結：2023年４月に長崎学院長崎外国語大学と大学間連携協定を締結した。その大学間連携の下、「旅程管理研修」に関する覚書を交わし、本学の学生が長崎外国語大学の主催する「旅程管理研修」への派遣が可能となった。 （２）テネシー大学マーティン校より交換留学生の受け入れ：2023年５月11日～24日 の２週間で実施された。その間、短期大学部生の希望者が留学生とともに学内寮に滞在して文化交流を図り、また、様々なイベントもEnglish Loungeで企画された。 （３）Shafston International Collegeと協定を締結：2023年６月９日にオンラインにてシャフストン校の関係者とともに調停式を行った。 （４）地域・国際交流センターとの共催による国際交流活動：English Loungeにおいて「福女異文化王決定戦」が2023年７月11日に実施された。大学の国際キャリア学部所属の教員と短期大学部の教員２名が参加し、英語による交流活動を行った。 （５）テネシー大学マーティン校へ交換留学生２名を派遣：2023年８月24日～９月11日の２週間のプログラムに参加した。 上記のほか、短期大学部には、短期海外語学研修支援金制度と認定留学制度がある。しかしながら2022年度は希望者がいなかったため、実施していない。また、卒業後のプログラムとして本学卒業後にUniversity of Wisconsin-River Falls (USA)とUniversity of Canterbury (NZ)に編入することができる制度がある。2023年度は、１名の卒業生がUWRFに編入学している。	学外組織との適切な連携体制、および社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進、地域交流、国際交流事業への参加について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進				
	評価の視点３：地域交流、国際交流事業への参加				

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上	社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価する体制として、定期的に開催する地域・国際交流センター運営委員会での報告・審議がある。運営委員は、地域・国際交流センター長ならびに同副センター長、短期大学部の教員と併設大学各学部の教員、センター事務室長と同副課長で構成されており、全学的な視点から点検・評価を可能にしている。また、包括連携協定先の地方自治体や産業界等との連絡協議会でも議題として採り上げ、学外からの視点で点検・評価を行う［2023年１月16日に佐賀市教育委員会と包括連携協議会を実施］。また、短期大学部が独自に活動するものについては、学科会議で報告、点検を行っている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価、および改善・向上について確認し、点検した。	継続していく。
第10章　大学運営・財務　（１）大学運営				
10.(1).1.現状説明				
10.(1).1.1.短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示	2015年に本学は「選ばれる大学へ」をテーマに、学院全体が、建学の精神である「イエス・キリストにつながれて、隣人を愛し、豊かに実を結ぶ人であれ」を基本理念とした第１期中期計画(2016(H28)年～2021(R３)年度)を策定した。さらに第２期中期計画2022年～2027年度を策定し、計画に沿って、事業を進めている。大学運営に関する方針については、理念・目的、将来を見据えた中・長期計画を実現するための大学運営方針を以下の通り定めた。 １．大学運営 １.学長のリーダーシップのもと、迅速かつ公正さを保った管理運営を行う。 ２.学長の意思決定は規程に則り、構成員の意見を参考としながら適切に行う。 ３.中長期計画を立案し、それらに基づいた短期計画・年度計画を立て、達成状況を常に点検・評価し計画の実現に向けて積極的に取り組む。 ４.常に組織の在り方を検討し、社会の要請に応えつつも、本学の規模に応じた組織構築・運営を行う。 ５.教員組織・事務組織が適切に機能するように全体の業務を常に見つめなおし、組織としての機能強化を図る。 ６.災害や重篤な感染症等、あらゆる不測の事態に対処するために危機管理体制を整備し、構成員(教員・学生・事務職員)の安全を守る。 ２．財務 １．継続的な教育活動を行うために必要な財務基盤を構築・維持する。 ２．教育研究活動比率の目標設定を行い、教育研究活動の水準を高く維持する。 ３．学生納付金以外の収入（寄付金・補助金等）についても積極的に検討し、収入の多角化を図る。 ４．予算管理を徹底し、適切な支出を行なう。	短期大学部の理念・目的、短期大学部の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	大学の運営に関する方針は短期大学部ホームページにて、中期計画においては、法人のホームページにて公開し、教職員も随時閲覧できるようになっている。なお、短期大学部に関する中期計画の見直し・変更については、必要に応じて、将来計画委員会を開き検討する場合もある。最終的には、運営会議で検討、審議を経た後、連合教授会、短期大学部教授会で審議されたのち、学長が決定している。	学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知について確認し、点検した。	継続していく。
10.(1).1.2.方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。				
	評価の視点１：適切な大学運営のための組織の整備			
	・学長の選任方法と権限の明示	学長の選任方法については、「大学学長選任規程」に明示している。学長選任に当たっては、下記候補者に対する専任教員、契約教員並びに本部・大学の副課長以上の専任事務職員さらに学友会学生による意向投票を参考に、理事会で選出している。その際、学長候補者は投票権者３名以上の推薦を必要とする。 なお、学長の権限については、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第11条に「学長は、本学を統括する。」と規定されている。	学長の選任方法と権限の明示について確認し、点検した。	継続していく。
	・役職者の選任方法と権限の明示	副学長の選出方法については、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第１１条第1項に「副学長は、学長が選任し、理事長がこれを任命する。」と明示している。 また、大学学長選任規程」第４条第３項に基づき、「学長がキリスト者ではない場合は、原則として副学長又は学部長がキリスト者でなければならない。」と定められている。副学長の権限は、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第11条第２項において、「学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定められている。 学部長の選出方法については、「大学学部長及び短期大学部長選任に関する規程」第３条第２項に基づき、学部教授会にて立候補者を推薦し、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第12条第１項に基づき、「学部長は、専任の教授のうちから学長の推薦により、理事会が選任し、理事長がこれを任命する。」と明示している。学部長の権限は、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第12条第２項において、「学部長は、学部を代表し、その校務を掌り、学長を補佐する。」と定められている。	役職者の選任方法と権限の明示について確認し、点検した。	継続していく。
	・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備	学長の意思決定は「大学運営会議規程」に則り、構成員の意見を参考としながら適切に行っている。併設大学と共に管理運営に関する重要な事項を審議する為「運営会議」を意思決定機関としている。構成員は学長、学部長、研究科長（併設大学大学院）、宗教部長、教務部長、学生部長、事務部長、学長の指名した者としている。また、審議事項は以下の通りである。 （１）　大学の運営に関する重要な事項 （２）　大学の教学に関する重要な事項 （３）　前第１号及び第２号の質保証に関する事項 （４）　学長が協議の必要を認めた事項	学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備について確認し、点検した。	継続していく。
	・教授会の役割の明確化	本学は、学部教授会と連合教授会を「福岡女学院大学教授会規程」に基づき開催している。学部教授会は、学部のみで専任の教授、准教授及び講師が構成員であり、連合教授会は短期大学部と大学３学部合同で学長、専任の教授、准教授及び講師が構成員として開催している。学部教授会は学部に関しての審議事項となり、構成員は学部の教授、准教授及び講師となる。連合教授会は教学に関する大学と短期大学部の共通の審議事項を審議し、審議事項によっては事前に運営会議や大学と短期大学部共通の各委員会にて審議を行う。学部教授会については教学に関する学部固有の事項を審議することとなる。	教授会の役割の明確化について確認し、点検した。	継続していく。

			Ｄ：現状説明 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	ＣとＡ：点検・評価 事業報告相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2023年度通年	Ｐ：計画(次年度) 事業計画相当部分 自己点検・評価報告書相当部分 2024年度
		・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化	「大学の運営に関する方針」に記載している通り、学長の意思決定については、「福岡女学院大学教授会規程」に則り、構成員の意見を参考にし、適切に行うとなっており、方針に沿った適切な運営を行っている。また、教授会は「福岡女学院大学教授会規程」に連合教授会及び学部教授会にて審議された決定事項に対して、学長の最終決定は妨げられるものではないと規定している。	学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化について確認し、点検した。	継続していく。
		・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化	理事長の権限については、「学校法人福岡女学院寄附行為」第７条第３項に「理事長は本法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長の権限は、「福岡女学院大学・短期大学部規程」の第11条に「学長は、本学を統括する。」と規定されている。 法人組織である理事会については、「福岡女学院寄附行為」第10条第２項に「理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されている。教学組織のトップである運営会議では、「大学の運営、教学に関する重要な事項等」を審議すると規定されている。運営会議にて教学に関する審議事項で理事会に報告すべき事項については、学校法人福岡女学院寄附行為及び常任理事会規程に規定されており、理事会や常任理事会に報告や審議を行うこととなっている。上程することにより、教学に関する事項については、法人組織が審議及び把握している。	教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化について確認し、点検した。	継続していく。
		・学生、教職員からの意見への対応	本学では、学生に対して、新入生アンケート、卒業年次生アンケート、卒業後アンケート、学生による授業評価等を実施している。分析結果は新入生アンケート、卒業年次生アンケートについては、学内で共有する。また、学科会議においてもアンケートの結果を元に、振り返りを行い、教育内容の見直しの際に活用している。 学生による授業評価については、学生の回答結果を元に専任教員がフィードバックを行い、学内サイトにて公開し、教育の質向上へとつながっている。 卒業後アンケートについては、運営会議に報告し、連合教授会にて情報を共有する。特に短期大学部については、その分析結果を元に、改善点等が見受けられる場合には短期大学部の学科会議で検討を行う。 学生部においては、学生心理相談室を設置している。専門のカウンセラー（臨床心理士）を配置し、学生生活を送る際に出会うさまざまな問題について、相談する事が可能となる。学生心理相談室は学生の精神的ケアを主として取り扱う業務を行い、学生心理相談室に相談に訪れる学生に関して、必要に応じてクラスアドバイザーの教員と連絡をとり、これらの学生が学校生活を円滑に送れるように、精神的ケアにあたっている。 ハラスメントに関しては、「福岡女学院大学・短期大学部におけるハラスメントの防止・対策に関する規程」に準じ対応している。法人ホームページには、ハラスメントに関する取り組み、方針、規程、ガイドラインなどを掲載している。ハラスメント相談に対応するために、ハラスメント相談窓口を設置し、相談員を配置している。相談希望者は、身近で一番相談しやすいハラスメント相談員を指名の上相談することとなっており、また、相談者は希望や必要があれば、カウンセラーなどの専門家の協力を得ることも可能である。ハラスメントについてのポスターを作成し、相談員名を記載して、学内に掲示し、相談する際に、躊躇しないよう、周知している。相談、苦情があった場合は、福岡女学院大学・短期大学部ハラスメント対策委員会にて、対応することとしている。相談窓口の設置等の情報を積極的に提供している。加えて、４月のオリエンテーション時にパンフレットを配布し周知を強化した。 学友会からの意見についても、学友会が目安箱を設置している為、学生が投稿した意見を元に学生部長に意見書を提出している。 　事務職員については、法人の運営方針や事務局の運営方針に基づき定められた各部及び各課の方針に沿って、各人が目標設定シートにより目標を立て、年３回の自己評価(目標・手段・達成手段・達成度)と所属長との面談（目標面談、中間面談、育成面談）を実施している。	学生、教職員からの意見への対応について確認し、点検した。	継続していく。
		・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性	学部教授会においては、短期大学部独自の議題を審議する会議体となっており、併設大学と合同で連合教授会を開催しており、教学に関する大学及び短期大学部共通の事項を審議することとなる。	併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性について確認し、点検した。	継続していく。
		評価の視点２：適切な危機管理対策の実施	近年、自然災害が多発し、感染症リスクが高まっている。また、犯罪、事件・事故が万一の場合発生した際には、本学は、学生・生徒・園児と教職員の生命・財産を守り、信頼関係を維持し、学院に対するステークホルダーからの信用・信頼を守るため、「福岡女学院危機管理規程」を制定している。緊急時対応、報道機関への対応などが規定されている。日頃からの安全管理としては、防犯対策として防犯カメラを設置し、不審者が侵入してこないように本校に来校される方に対しては、入構管理を行い、正門・西門・南門には警備員を配置している。また、消防署協力のもと、防火・防災訓練を年に１度開催している。AEDは主要箇所に設置を行っている。非常時対応ポケットマニュアルを作成し、新入生対象にメールで配信を行い、大学学生課の配布物コーナーへ配備している。COVID-19については、2020年３月に、「COVID-19行事再調整会議」という名称で発足した、2020年４月に入り、名称が「COVID-19感染防止対策会議」に変更され、教育を中心とした質の維持に対応した。	適切な危機管理対策の実施について確認し、点検した。	継続していく。
10.(1).1.3.予算編成及び予算執行を適切に行っているか。					
		評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性			
		・内部統制等	予算編成については、９月の臨時理事会で決定した予算編成方針に基づき、事務部長会議及び課長会議において周知され、事務部長から全教職員に周知される。予算要求は予算年度の事業計画とともに提出され、まず、所轄部署である本部総務課長と事務部長で点検を行う。増額もしくは新規要求のものついては、事務部長より要求責任者へ確認を行い予算化の可否を判断する。事務部長は短期大学部の予算責任者である学長へ説明し、意見を求め、11月の提出期日までに経理課へ提出する。 予算要求については、予算編成会議（財務担当理事、事務局長、本部事務部長、財務企画担当事務次長兼経理課長）を経て、最終的に経理課長と事務部長の間で調整を図り、予算案が３月の定期理事会に提出される。定期理事会で審議、定例評議員会で意見聴聞がなされ、再び理事会での審議を経て承認される。承認された予算は迅速に短期大学部に示され、本部総務課より各部署に通達される。予算編成と異なる予算執行をする場合は、発議書によって承認を求めなければならない。提出された発議書は順次検討され、教学部では学長、事務部では事務部長、学院では事務局長、以上３部門すべての最終的承認が必要となる。予算執行にあたっては、10万円以上の支出は、発議により執行申請がなされ、承認されたものが適切に執行される。また、科目を変更する場合も発議で承認を求めることにより、安易な支出がなされないように管理し、公認会計士監査や監査室監査を通して検証されている。 予算執行の効果は、決算と事業報告書により理事会にて検証される。事業報告の内容に事業計画との齟齬がないか、また、どの程度執行できたかの達成状況を判定し、理事会に提出している。	予算執行プロセスの明確性及び透明性における内部統制、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定について確認し、点検した。	継続していく。
		・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定			

		Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
		事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
		自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
		2023年度通年	2023年度通年	2024年度
10.(1).1.4.法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。				
	評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置			
	・職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用	法人及び短期大学部の事務処理を行うために、「福岡女学院本部規程」および「福岡女学院大学・短期大学部規程」に定める事務局を置き、「学校法人福岡女学院事務分掌規程」により定められた分掌に則り、業務を遂行している。 職員の採用については、「教職員採用に関する内規」、昇任については「事務職員資格規程」の規程がそれぞれあり、人事異動や配置についても事務局人事委員会での協議に基づき運用されている。	職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について確認し、点検した。	継続していく。
	・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備	職員体制の整備についても、事務局人事委員会及び事務部長会議での協議のもと、キャリアアップの研修計画を立て、業務の多様化及び専門化への対応を図り、メディア基盤整備、IR等特に専門的知識を要する職員も専門家の採用や研修等により配置できる体制としている。	業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備について確認し、点検した。	継続していく。
	・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）	運営において中核を担う運営会議には事務部長が構成員として、また、事務次長は陪席者として出席し、重要事項の決定に関わっている。教員と職員の連携については、各種委員会や教授会等の会議に事務役職者が出席または陪席している。特に委員会においては、構成員として意見を述べ、審議に参加している。	教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）について確認し、点検した。	継続していく。
	・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	職員は、法人の運営方針や事務局の運営方針に基づき定められた各部及び各課の方針に沿って、各人が目標設定シートにより目標を立て、年３回の自己評価(目標・手段・達成手段・達成度)と所属長との面談（目標面談、中間面談、育成面談）を実施している。人事評価制度については、「事務職員人事考課規程」等関連規程により2022年度にトライアル期間として実施し、2023年度から本格的に導入している。	人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善について確認し、点検した。	継続していく。
10.(1).1.5.大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。				
	評価の視点１：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施	職員のSDは、時代の要請及び職能開発の重要性に鑑み、「事務職員研修規程」により、研修委員会が研修計画(人材教育プログラム)を作成し、事務部長会議において内容や参加者の推薦等協議し、職位別研修・目的別研修・外部研修・新任研修等を実施している。 目的別研修では、職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識および専門知識の共有を図ることを目的に課内研修を年間１回以上実施することを定めており、その内１回以上は、他部署から参加可能とするオープン参加型課内研修を実施している。 研修後は、報告会を行い、他の職員に対しても共有している。また、教員、職員双方が参加する研修として、ハラスメント防止のための研修、障がいを抱える学生への支援に関する研修を定期的に実施している。	大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施について確認し、点検した。	継続していく。
10.(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。				
	評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価	短期大学部では、事業計画を作成し明確な目標を定め、事業報告によりABC評価を行うことで適切に点検・評価を行っている。事業計画及び事業報告は連合教授会でも報告し、定期法人評議員会の意見を聴聞し、定例理事会で承認されている。	適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点２：監査プロセスの適切性	監事により、事業計画に基づいたヒアリングが学長に対して行われている。また会計については、学校会計基準に基づき公認会計士監査及び監事監査、個人研究費及び科学研究費については、それぞれ個人研究費使用内規、科学研究費の使用ルールに基づき、監査室による監査が定期的に行われている。	監査プロセスの適切性について確認し、点検した。	継続していく。
	評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上	監査により指摘がなされた項目については、改善計画を提出し適正な運営に努めている。また、自己点検・評価や学生アンケートの結果として改善を要する事項は、運営会議において問題が共有され、大学運営の向上にむけた改善計画が審議されている。	点検・評価結果に基づく改善・向上について確認し、点検した。	継続していく。
第10章　大学運営・財務(２)財務				
10.(2).1.現状説明				
10.(2).1.1.教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。				
	評価の視点１：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定	第二期中期計画及び事業計画において、安定した教育研究活動を維持するための計画を定めている。 短期大学部は、大学の機能を十分に発揮させ、教育研究活動を支援するために「大学運営に関する方針」に財務に関する事項を定め、公表している。 大学の運営に関する方針 ２．財務 １．継続的な教育活動を行うために必要な財務基盤を構築・維持する。 ２．教育研究活動比率の目標設定を行い、教育研究活動の水準を高く維持する。 ３．学生納付金以外の収入（寄付金・補助金等）についても積極的に検討し、収入の多角化を図る。 ４．予算管理を徹底し、適切な支出を行なう。	短期大学部の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定について確認し、点検した。	2025年に向けて準備を始める。
	評価の視点２：当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	独立採算制を基盤とした運営・財務計画により、財務計画を法人設置の各学校が人件費率目標を60%未満に設定しており、この目標を達成するために支出の抑制、外部資金の獲得を図り運営している。短期大学部では、2021年度入学生から入学者数が入学定員を下回っており、収支差額比率が悪化している。2024年度入学生から遠隔授業による単位修得を可能としたハイブリッド・コースの導入など教育課程の変更および外国人留学生入試の導入により入学者増加策を行うことで、収支の改善を図っている。	当該短期大学部の財務関係比率に関する指標又は目標の設定について確認し、点検した。	
10.(2).1.2.教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。				
	評価の視点１：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）	短期大学部の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために中期計画に基づき毎年度事業計画作成している。事業計画に基づいた予算編成を行い、人件費、教育研究費、管理経費の必要性や教育効果を点検しながら適切な支出を管理することで財務基盤を確保している。今後は減少した入学者数を回復することにより収入の増加を目指していたが、2023年12月開催された臨時理事会において、2025年度以降の短期大学部募集停止が決定した。	短期大学部の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）について確認し、点検した。	

			Ｄ：現状説明	ＣとＡ：点検・評価	Ｐ：計画(次年度)
			事業報告相当部分	事業報告相当部分	事業計画相当部分
			自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分	自己点検・評価報告書相当部分
			2023年度通年	2023年度通年	2024年度
		評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み	事業活動収支の均衡を見据えつつ、将来の教育研究活動のための将来計画引当特定資産など積み立てを行っている。	教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みについて確認し、点検した。	
		評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等	外部資金の獲得に努めており、文部科学省科学研究費補助金は、大学・短期大学部合わせて2022年度は5,429千円、2021年度は11,361千円、2020年度は13,551千円となっているが、その大半は大学が獲得し、短期大学部の獲得額が低いのが課題である。受託事業及び共同研究に伴う研究経費獲得は、大学・短期大学部合わせて2022年度は731千円、2021年度は1,057千円、2020年度は212千円となっている。民間企業等、同窓会及び個人からの寄付金は、法人全体で2022年度は57,347千円、2021年度は70,549千円、2020年度は98,893千円となっている。 資金運用においては、資金運用委員会において、安全性の高い債券等を協議の上、運用している。しかしながら2022年度決算では50,699千円、2021年度は88,870千円、2020年度は95,369千円と利息収入は年々減少している。資金運用の手続き及び債券の取得等運用に関しては「学校法人福岡女学院資金運用規程」に基づき運用しており、理事会にも定期的に運用状況を報告している。 保有債券等の時価評価についても日々注視しており、長期間において下落が大きい場合は売却も検討して対応を行っている。	外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等について確認し、点検した。	